

パリのオピタル・ジエネラル ―サルペトリエール館―

大 森 弘 喜

第二章 サルペトリエール館

1. 「善き貧民」
2. 隔離される「狂気」
3. 抑圧される女性たち―懲治監
4. サルペトリエール館の日常
5. サルペトリエール館の管理と運営
6. 院長人事を巡る抗争
結びにかえて

パリのオピタル・ジエネラルのなかで最大規模を誇ると云われているのが、サルペトリエール館であった。その名の由来は、ここに小さな兵器廠があり、火薬の原料となる「硝石 *salpêtre*」を製造していたからである。だが、この兵器廠は一六世紀半ばに二度も大爆発事故を起こし、三〇〇人余の死者を出したので、郊外のヴァンセンヌに移転していた。その跡地がオピタル・ジエネラルに利用されるようになったのである。

一六五六年王令を発したルイ一四世は、凡そ四万リーヴルの資金を投じて、サルベトリエール館の改造工事を命じた。同時に、マザランやオペタル・ジェネラルの創案者ボンボンヌ・ド・ペリエール、そしてフーケから多額の寄付を募り、新築の建物を、当代一流の建築家ルイ・ル・ヴォに設計させて完成させた。これらの棟にはその寄付者の名前が付けられた。

この王令を登録したパリ高等法院は、翌五七年四月一八日に次のごとき裁決を布告した。「来る五月七日朝九時から五月一三日までの間に、すべての物乞い貧民は、老いも若きも、健全な者も心身に障碍のある者も、ピテイエ館の中庭に集合せよ。そこから監督者によってオペタル・ジェネラルの各館に導かれるだろう。そこで食事と寝所が与えられるだろう。」と。

こうして一六六〇年代初めには、貧民のために造られた大寝室一五棟に凡そ二千人余が入所する。他に住み込みの聖職者や、かなりの数の労働者、職人などスタッフが居住する棟が別途建築されてゆき、サルベトリエール館の住民はその数を徐々に増してゆく。

ポールの古典的作品では、一七〇一年の入所者は四八〇〇人余、スタッフは四六〇人がいたと記載されているのだが [Pauline, p. 599]、スタッフは兎も角、入所者の分類基準は社会的属性、年齢別、病者など多元的で、互いに重複している¹⁾ので、実際の人数よりも過大に表示されているようである。カレの最近作は、一七二一年から一七九一年までの入所者数を五年間隔で示しているが、それによれば、一八世紀前半は痲痺的に増加する一七四一〜四二年を除くと、凡そ三五〇〇人程度、世紀後半は七一〜七二年の凶作年を除くと、ほぼ二八〇〇〜三〇〇〇人程度で推移している。そして一八世紀全体では平均三一六四人と算出されている。 [Carrez, pp. 84-85]

ただ注意を要するのは、大概の歴史書では、「サルペトリエール館の人口 *population de la Salpêtrière*」という表現が示すように、さまざまな入所者と住み込みのスタッフがコミで述べられていることである。一八世紀に入ると、スタッフは時の経過とともに増えてゆき、一八世紀末には千人を超えるまでになった。サルペトリエール館はパリの下層民衆や職人にも大きな雇用機会を創出していたのである。かくて、サルペトリエールは警察権、裁判権、各種免税特権を有し、平常時に「住民」四〜五千人を擁するパリ市のなかの一つの自治都市の観があった。ところで、ピセートル館が専ら男性貧民を受け容れたのと対照的に、サルペトリエール館は女性貧民と事情のある子どもたちを専ら受け容れた。フランスではオピタルや学校など教育・社会施設では、男女混交を周到に回避する原則だったからである。ところが「マザラン棟」は例外で、ここには所帯持ちの貧民が入所した。恐らくは老齡夫婦ゆえに同居が許されたのであろう。彼らは配偶者が亡くなると、寡夫はピセートル館に移り、寡婦はそのままサルペトリエール館の別棟に移ることになっていた。

サルペトリエール館にも実にさまざまな不幸な人々、貧しい人々が入所したが、この特徴は、「素行の悪い女 *femmes de la mauvaise vie*」と名指しされた女性たちと、精神を病む女性、知的障碍の女性らが閉じ込められる(1) 同じような入所者数の過大評価は、チュテイ、クトー、ピュシエの著作にも見られる。チュテイは一六九〇年の入所者を六七〇四人と記し [Juey, p. 76]、ピュシエは、一六七九年の入所者数を約四千人 [Boucher, p. 40]、クトーは革命前夜のサルペトリエール館の入所者数を六〜七千人と記す。[Couteau, p. 119] さらにデグランジュは一八世紀半ばには、四〜五千人、革命前夜には凡そ八千人と見積もっている。[Dégranges, p. 8] このような過大評価の理由は定かではないが、ポールトルの場合と同じかも知れないし、年間の入所登録者をすべて合計したせいかもしれない。

たことである。老齢や身体障碍などで労働不能な貧民は別にして、寡婦や子どもで労働可能な貧民は、所内のアトリエで亜麻の糸紡ぎや織布、ラシヤの織布、手袋や肌着造りなどの縫製作業に従事した。⁽²⁾

1. 「善き貧民」

このカテゴリイはピセートル館と同じで、さまざまな理由で労働不能となった女性貧民や所持持ちの貧民、子どもたちで、自発的に入所した者である。マザラン棟は先述したように夫婦者の貧民が入所したが、入所条件は六〇歳以上のパリ生まれか、パリに二年以上在住していること、洗礼証書、結婚の契約書、そして教区司祭による貧困証明書の提出だった。ピティエ館の本部事務局に申請し、許可を受けた凡そ百数十所帯、二百数十人の老婦が入所し個室を与えられた。比較的温情的な扱いを受けたと云えるだろう。⁽³⁾

「善き貧民」の主力をなすのは寡婦だった。カレは一七二二年から九一年まで七〇年間の入所者からサンプリングして四七一八件を選び、入所者の社会的属性を調査した。この標本のうち入所理由の判明したものは二三五九件あり、その内、最多の凡そ三〇％が「寡婦になったため」だったという。[Carrès, p. 90]

当時のフランス社会では、壮年期になると男性の死亡率が女性のそれを上回り、その結果寡婦が増える傾きがあるのだが、これに社会的理由も深く関与している。日雇農や都市の織維関係の職業では、庶民は「夫婦同職」で稼ぐものが普通だったが、そうした場合、夫が亡くなると妻だけで仕事を続けることが難しく、廃業せざるを得なかったという。また一八世紀になると、困窮の果てに夫が妻子を残して出奔する例が目立つという。[Cutton, 1971, p. 37] 残された妻だけで子どもを養うのは極めて難しい。親が健在で経済的余裕があつて援助して

くれれば別だが、多くは路頭に迷う。子ども共々物乞いするか、食物を盗むか、若ければ身を売るか、なんらかの救済に頼るほかに生きる道はない。

世情に通じている者は、サルベトリエール館に入所してパンとベッドを確保する道があることに想到するだろう。入所申請には、離婚または配偶者の死亡証明書、洗礼証書、貧困証明書が必要だった。教区司祭にこれらの書類をしたためて貰い、月曜日に本部事務局に出頭して提出し、審査の結果、条件を満たした者が「入所許可証 *billets de Bureau*」を貰い入所できた。彼女らは大部屋に詰め込まれ、労働可能な者は工房などで亜麻や羊毛の紡ぎ、織布、縫製などの仕事に従事し、神への祈りを実践した。

「善き貧民」のもう一つの主力が子どもで、寡婦と同じくらい、入所者の凡そ三〇%を占めた。一七〇一年にはポールトルに拠れば、実に一七四九人もの多きを数えた。右のように寡婦と一緒に入った乳幼児や、捨子、孤

- (2) 川喜田愛郎氏は恐らく情報不足のためか、あるいはフーコーの主張に引きずられたか、「サルベトリエール館は女の監獄である。」と記すが、「川喜田愛郎, p. 233」これは本稿で明らかかなように一面的な理解ではない。なおサルベトリエール館は後述のように革命期にピネルが着任し、神経・精神病の病院となり、一九世紀にはエスキロールなど優れた精神科医を輩出する精神病の一大拠点となる。第二次世界大戦後の一九六四年には、前記のピティエ館と統合して、医学部をもつ「ピティエ・サルベトリエール病院」となり現在に至る。なお、川喜田愛郎氏の云う、「監獄＝懲治監 *maison de force*」が廃用となるのは、オピタル・ジェネラル創設から二百年後の一八七六年のことであった。[Riche et Riquier, p. 774]

- (3) ポールトルに拠れば一七〇一年時に「七〇歳〜七五歳の老夫婦」が二六二人入所した。[Pauline, p. 599]

児などである。これらの子どもはサルペトリエール館では、「ラ・クレेशシユ（託児室）」や「サン・クレール」、「ジェジュ（イエス）」という名の部屋に入れられた。ラ・クレेशシユには乳児に乳を与える乳母が常駐していた。

しかし、大部分の嬰兒や乳幼児は捨子だった。これは次章で詳しく考察するが、「未婚の母 *filles-mères*」が産んだ非嫡出子の多くは捨てられた。町の産婆の許でお産をした彼女らは、カネを払って産婆などに新生児の子捨てを頼んだ。産婆は秘かに教会の階段や柱廊の陰、市場の片隅などに子捨てをした。未婚の母がオテル・デュでお産をした場合は、そこから捨子養育院かサルペトリエール館などに嬰兒が運ばれてきた。しかしそこで育児されることは減多になく、すぐに田舎の乳母の許に送り出されるのである。サルペトリエール館や捨子養育院では、名前がないこの乳児に洗礼名をつけて、「受け付け」登録するだけだった。その子が無事に七歳くらいまで乳母の許で生きていけば、サルペトリエール館に戻ってくるという決まりであつたが、現実はあらかた一年未満で命を落とした。

八歳から一五歳くらいまでの児童もかなりの数認められる。一七〇一年には二二〇〇人を数えるのだが、[Paulhe, p. 599] 多くは孤児か捨子だった。当時はさまざま理由で親を亡くす孤児が多かつた。⁽⁴⁾ また、子捨ては未婚の母だけではなく、ごく普通の親も、生活に困窮すると、我が子を捨てるか、サルペトリエール館に預けることがしばしばあつた。中には暮らしが安定すると一、二年後に引き取りに来る親もいたが、ほとんどは音沙汰なしだった。

この子どもたちは大人と同様に細かく時間管理された生活を送つた。後述するように、早朝から祈りと労働の

生活だが、子どもらは『モーゼの十戒』などを用いた教理問答形式の初等教育をうけ、フランス語の読み方を学習した。美貌と才能を見込まれた女子は選ばれて、一五歳から特別な躰を仕込まれて、サルペトリエール館の職員になる道が開かれていた。彼女らは「宝石 bijoux」と呼ばれ皆の羨望の的だった。初めは「部屋係 filles de chambre」、一七歳になると「シスター代理 suppléantes」となり、以後「下士官シスター」や「士官シスター」へと階段を上ってゆくのである。

他方、男児は七歳まではサルペトリエール館に居られるが、その後はピティエ館に移される。とはいえ、音楽の才がある者はここに残り、聖歌隊に入ることができ、歌唱の訓練以外に、読み書きや教理問答の教育を受けた。聖歌隊はオピタル・ジエネラル全体で六〇人と決められ、サルペトリエール館では二二人の編成であった。

[Carrez, p. 112]

「女性の乞食と流民」も「善き貧民」に準ずる扱いしても良いだろう。彼女らは巡邏に捕捉連行されたのかも知れない。一七〇一年にはこのジャンルは四六五人と記されているが [Paulhe, p. 599]、これは入所者の一〇％にも満たない。カレの研究でも一七二一年から七〇年間に社会的属性の判明した四七一八人のうち、女性の乞食・流民は四一人に過ぎないという。[Carrez, p. 99] の割合は、一七〇一年にピセートル館に収容された「男性の

- (4) 一八世紀には戦争や内乱で親を亡くす例は減ったが、代わって疫病や病氣・大怪我で親が死亡したり、父親が生活苦から家出・出奔したりして、親を持たない子どもがパリには相当数いた。逆に、親の再婚などで継母や継父との折り合いが悪くて家出する少年少女の存在も指摘されている。

「乞食や流民」に較べるとかなり少ない。女性の乞食・流民が男性に較べて少ない事実を、どう考えたらよいのだろうか。

サルペトリエール館にも、市内で物乞いする貧民を捕捉・連行する巡邏が四〇名もいたので、彼らが職務怠慢で「乞食狩り」をしなかったとは考えられない。考えられるのは、一つは、サルペトリエール館の巡邏が捕捉した乞食・流民の中には、地方からの貧民が数多いたのではないか、ということである。地方からの貧民はパリで物乞いした廉で捕捉された場合は、オピタル・ジェネラルには閉じ込められず、「パリ所払い *bannissement*」(追放刑)を命じられるのである。(尤も彼らが素直に故郷に戻った保証は全くないし、多くは地方都市を流れ歩くと見られる)。もう一つ考えられるのは、パリの女性貧民が公道や教会で物乞いして逮捕・連行されるリスクを避けて、自らすすんでサルペトリエール館に入所する知恵を身につけたのではないか、ということである。というのは、逮捕された場合、軽くても「パンと水」だけの食事という処罰が、重ければ「パリ所払い」か、入獄という処罰が与えられたからである。

ところで、この他に女性の身体障害者や病者がかなりの数、サルペトリエール館には入所していた。ポールトルによれば、一七〇一年時に、「麻痺を患う者」二七〇人、「七〇歳から七六歳までの盲人」三二四人、「老齢で耄碌した女性」三三〇人、「二六歳以上の身体障害者」一二九人、「虚弱傷病者とオテル・デュから戻った回復患者」九〇人などである。⁽⁵⁾ [Pauline, p. 599] これらの人々も「善き貧民」のカテゴリに入る。

病者のなかで注目すべきは「癩癧症」^{ルイレキ}患者の存在である。「癩癧 *croûelles*」は現代医学では頸部リンパ節にできる結核であることは常識だが、当時はもちろん病因不明で、キングズ・タッチで治癒することもあると考えら

れた。ポールの著作では一七〇一年に、「二歳から一六歳までの皮膚病と瘰癧症の少女」二〇〇人と記載されている。⁽⁹⁾ [Paulre, p. 599] 瘰癧が皮膚病と一括表記されているのは当時の病因観をよく示しているが、その皮膚病もまた入所者の間に流行していた。疥癬や白癬である。一六七九年にはサン・タニエスの大部屋の老女四一人が、白癬病に罹患しているとの記事がある。 [Boucher, p. 119]

ビセートル館同様、一つのベッドに数人が同衾しているから、皮膚病がヒトからヒトへ感染するのは当然だった。また入所者の身体衛生までは配慮が行き届かなかった。制服は着たきり雀であり、洗濯も頻繁ではなく、ましてや入浴はほとんどなかった。この状態は決してサルペトリエール館に固有のものではなく、当時のオピタルはどこでも同じ状態だったので、どこでも皮膚病は蔓延していたのである。

もう一つは壊血病で、一七〇一年には「七歳以下の壊血病・麻疹の子ども」一四五人との記載があり [Paulre, p. 599]、別の資料では、一六七九年にサン・タポリーヌ大寝室の入所者九六人が、壊血病に罹っているとの記述が見える。 [Boucher, p. 119] その原因はビセートル館と同じく貧しい食事内容にあった。パンとブイヨン、豆類、

(5) ブシエやシモンは、創設間もないサルペトリエール館には六二八人の入所者があつたと云い、本稿と同じように多種多様な病者がいたと述べている。盲人、狂女と痴愚、四肢の障碍、腰痛、瘰癧などの病者である。 [Boucher, p. 39; Simon, p. 57]

(6) 瘰癧が「癆症」、つまり結核の一形態であることを推論したのは、一九世紀初めのフランスの医師 G・L・ベイルであった。詳しくは「大森弘喜, 2014, pp. 176-203」参照。なお、サルペトリエール館に肺癆患者の記載がないのは奇異であるが、当館には内科医が長らく不在でその診断がなされなかったためではないかと思う。

僅かの肉と魚の食事はカロリー不足であり、とりわけ野菜不足であった。当時は壊血病の原因がヴィタミンC欠乏とは知る由もなく、瘴気説、すなわち館内の淀んで悪い空気が原因だと信じられていた。サルペトリエール館はセーヌ河畔に立地したために湿気が籠り、さらに館内は汗牛充棟の状態だったから呼吸する空気は臭く汚れていた。この「悪い空気＝瘴気」が壊血病の原因と見られたのである。

2. 隔離される「狂気」

一六六〇年一二月にパリ高等法院は、創設間もないオピタル・ジェネラルに、精神病患者とそれに類する病者を受け容れるように指示した。これを受けてサルペトリエール館には、二二名の「女性の狂人と痴愚」が入所した。その後もこのジャンルの入所者は増え続け、一六九〇年には、サント・ジャンヌ室に「間歇性狂女 folles par intervalles」六二名、地下牢 cachots には「暴力的な狂女」八四名が入られた。その他、現代では認知症の患者と思われる「耄碌した老女 femmes en enfance」が、ラ・マグドレーヌ室に九一名、サン・ティレル室に八〇名を数えた。⁽⁷⁾ [Simon, p. 59] 一七〇一年には「凶暴な狂女と無害な狂女」が三〇〇人入所していたとの記事も見える。[Paulhe, p. 599] 一八世紀後半にもなるという増加し、革命前夜には凡そ五〜六〇〇人を擁するほどになる。サルペトリエール館はピセートル館と並んで、アンシャン・レジム期から第三共和政期まで、精神病者の代表的な隔離施設となるのである。

精神を病んだからと云って誰でもここに入所できた訳ではない。ピセートル館で見たように、親や家族が国王宛てに入所申請書をしたため、隣人や教区司祭の副署を添付してパリ警察長官に提出し、事実関係が調査され、

王の封印状が出される⁽⁸⁾。オピタルは本人確認をした後に入所を許可する。最も運の好い精神病患者は、先ずオテル・デュで治療を受けられた。温浴や水浴、下剤と瀉血、両脚への発泡剤塗布である。この三か月に及ぶ治療でも治らなければ、サルペトリエール館に移送されてくる段取りだった。サルペトリエール館では特段の医療的ケアはなされず、隔離して自然に治癒するのを待つ、「自然療法 (待機療法 expectation)」が採られたのである。

サルペトリエール館では精神病患者をその性状により五つに区分して隔離した。重症度の高い順に、「凶暴な狂女 *folles furieuses*」、「暴力的な狂女 *folles violentes*」、「間歇性狂女」、「痴愚 *imbéciles*」、そして「老人性認知症 *folles seniles*」である。[Simon, p. 93]「この穏やかな狂女」―これは恐らく後者の二つ、「痴愚」や「老人性認知症」患者だろうと思われる―はシスターや職員に付き添われて、一七三〇年頃までは中庭の散歩が許されていた。「発作が起きると暴力的になる狂女」は、鉄格子の付いた独房 *loges, cabanous* に入れられ、自らもドアに鉄鎖で繋がれていた。食事や寝糞はこの鉄格子越しに渡され、また彼女らが使用した汚れ物は熊手で掻き出された。

最も御しがたいと判断された「凶暴な狂女」は、二メートル四方の独房や「地下牢 *cachots*」に閉じ込められた。手足は鉄の環で締め付けられ、鉄鎖で壁に繋がれ、身体の自由な動きを奪われていた。彼女らは裸同然で、「地の底から発せられるような呻き声」を発していたという。[Boucher, p. 54] さらに惨めなのは冬になりセーヌ

(7) 人数は異なるが、大体同じ内容の叙述がフォーコーにもある。[フォーコー、1975, p. 102]

(8) この他に警察や裁判所の申請に基づく強制収容もあった。

の水高が増すと、地下牢はネズミの避難所となった。ネズミは彼女らの身体の上に乗る、手や足、顔など至る所を齧り、なかには深手を負って死に至る者もいたという。

「狂人」は現代医学ではさまざまに「精神を病んだ人々」に相違ないが、当時の医学ではこれを病気と見なす医師は少なかった。確かに一八世紀になるとイングランドの医師ウィリアム・カレン(1710-1790)が神経症という概念設定により、狂気を「感覚と運動の異常、重篤なもの」という見解を示したが、その臨床的観察に本腰を入れて取り組むことはなかった。当時のイングランドの経験主義の思潮が皮肉にも、この「疎外者」の観察を遠ざけたかもしれないと云う。⁽⁹⁾【川喜田愛郎、p. 522】

フランスでも精神を病んだ人々を医学の対象としては捉えずに、「理性ならざるもの」あるいは「理性の欠如 *déraison*」という観念で括られ、その範囲が無限定に拡大されて幾通りにも表現された。前述したが、最も多用されたフランス語が、「*aliéné, aliénation* (精神錯乱)」と「*insensé* (気違い)」であり、他に「*dérangement, dérèglement* (精神錯乱)」、「*démence* (精神異常・痴呆)」、「*manie* (偏執狂・躁病)」なども表記された。さらに現代では知的障碍を指す「*idiot* (白痴)」、「*imbécile* (痴愚・低能)」、「*faible d'esprit* (低能・頭が悪く)」なども、「狂気・狂人」と同一視された。⁽¹⁰⁾

このことは、フーコーが云うように、同時代人の感受性が「非理性の差異化」を図ろうとしたことを示すが「フーコー、1975, p. 412」だからと云って、それが「狂気」の何たるかを解明する契機にはならなかったし、「狂人」の治療や処遇に何らの変化も及ぼさなかったどころか、逆に狂気と狂人を畏怖し、社会から隔離する方向を強めた。

パーカーによれば、一八世紀を通じて従来の野蛮な治療法が、精神病者に惰性的に続けられていたという。シデナム以来の体液論に基づいて、嘔吐剤や下剤の服用、瀉血、それも頭から流れ出るバランスの崩れた血液を取り除くためと称して、頸動脈からの瀉血がなされた。加えて、激しい打擲チヨツチツギ、冷水浴、熱した鉄による後頭部の焼灼などのシヨック療法も試された。[パーカー、p. 234]

サルペトリエール館では「自然療法(待機療法)」が採られたが、ある史家によれば、痙攣を起こしたり、暴力を振るう狂女には、ここでも「救い」と称して拷問や試練が加えられた。鉄の棒で皮膚を刺したり、重い鉄の槌や薪、ハンマーで叩いたり、身体のおちこちを剣で刺すなどをした。あるいは、発作を起こした狂女の胸に大きな石を乗せたり、暖炉用の薪乗せ台に寝かせて、胃の辺りを繰り返し叩くなどとしたという。一般的な「静かにさせる方法」は、狂女を地面に横たわらせておき、何人かの女たちに踏みつけさせるといったものだった。

[Boucher, p. 77; Carrez, p. 186]

このような残虐非道には、狂気を「懲戒」する宗教的意味があつて、正当性の根拠としたのかもしれない。それはともかく、この野蛮な処遇を止めさせたのは、前述したピセートル館の監視員ピュサンであった。そして一

(9) その理由を川喜田愛郎は、精神病患者への恐怖ないしは嫌悪から医師も自由ではなかったことや、患者が隔離されることが多く、それとの接触が儘ならなかったことを挙げている。[川喜田愛郎、p. 521]

(10) 少しニュアンスが異なるが、「てんかん」も精神の不調に因るとみなされて、サルペトリエール館やピセートル館では精神病患者と同じ区画に収容された。両者が区別されてんかん患者独自の区画が造られるのは、一九世紀になつてからである。

七九三年秋にそこに主任医師として着任したピネルがかれに共鳴し、精神病患者から足枷や鉄鎖を外す大胆な試みをおこない、一定の成果をあげたことは前章で述べた通りである。

ピネルはこの間、創設間もない「パリ健康学校 *Ecole de Santé de Paris*」の精神病理学の教授にも登用された⁽¹⁾。一年八カ月のビセートル館勤務を経て、ピネルは九五年四月にサルペトリエール館の主任医師に着任した。そこでかれが眼にしたのは、六〇〇名もの精神病患者が、狭くて不潔な独房に閉じ込められ、監視員にひどい仕打ちを受けている姿だった。かれはその処遇改善に乗り出すのだが、まず初めにしたことは、毎日回診し、病者の話に根気よく耳を傾け、その言を否定せず、病者のところを探り、信頼を得ることだった。かれは精神病患者を「理性を損なった不幸な存在」とは考えても、コミュニケーション可能な人間として扱ったのである。

こうして得られた所見を基に、一七九八年に「狂気の種類 *nosologie*」に関するメモを書き、一八〇一年には『精神病あるいは躁病の医学的・哲学的概論』⁽²⁾を著した。さらにサルペトリエール館におけるその後数年間の観察を加味して、一八〇九年には改訂版を公刊した。これは大きな反響をよび、精神病学の礎を築くのに貢献した。

ピネルは、精神病は脳の器質的な異常に原因がある訳ではなく、その機能に問題があると考えた。こうした観点から、まさしく画期的とも云える病院と治療法の改革を断行した。その一つが、てんかん患者のために専用の建物をつくり、てんかんを精神病患者と同一視することを止めたことである。次いで、前述したように、精神病患者をその性状により、五つに分類し、間歇的に理性を取り戻す病者など、「治療可能な病者」には心理療法を試みた。これまで惰性的になされてきた瀉血や発泡剤塗布を止めさせたのである。代わりに、サラゴサ治療院で試み

られたように、自然のなかでの農作業が脳の情念機能の回復に効果があると評価し、病者に野菜や花の栽培をさせたり、中庭にはシナノキ *tillands* を植えて、その花や葉を摘んで乾燥し、ハーブティーとして服用させたりした。[フーロー、1975, p. 338; 川喜田愛郎、p. 560] また、回復期の病者を大寝室に移し、「善き貧民」と同じように裁縫などの軽作業に従事させた。これが作業療法である。

(11) 私は医学者ではないので、ピネルの学問的内容についてはコメントできない。だが行論との関係でかれの経歴を簡略に紹介する。ピネルは一七四五年南仏に生まれ、二三歳の頃トゥールズに出て、数学など自然科学に惹かれ、のち医学にも関心を寄せた。七三年にはモンペリエ大学の医学部に入学し、シャプタルと親交を結んだ。さらに七八年にはパリに出て医学の研究に邁進し、カバニスらの知己を得た。この間マダム・エルヴェティスのサロンに足繫く通い、啓蒙主義思想に傾倒し、快適な生活を送ったようである。しかし友人の一人が精神病(躁病 *manie*)に罹ったのを契機に、その治療法を研究するようになる。富裕な精神病者を治療する民間のオピタル、「ドクター・ベロム健康の家 *Maison de Santé de Docteur Bellome*」に勤務し研究に専念した。その臨床医的成果が、八九年の『マニアの理性を取り戻す最適な精神療法について』である。

革命の勃発でピネルの運命は大きく開け、まず九三年秋にピセートル館の医師に採用され、次いでパリ健康学校の教授に抜擢、九五年春にはサルペトリエール館「総合医務室」の主任医師に就任、さらに一八〇五年にはナポレオンの侍医に抜擢されるのである。そして「栄光を一心に集めて」二六年逝去する。[Simon, p. 85; Postel, pp. 40-45]

(12) ピネルの著作の原題は *Traité médico-philosophique de l'aliénation mentale ou manie* で、川喜田愛郎はこれを『精神病あるいはマニアの医学概論』と訳出しているが、私は原題に忠実に本文のように訳出した。ピネルは当時の医学者がそうであったように、病気を医学的にだけでなく哲学的に捉えようとしていたからである。

さらに、ピセートル館で試行したように、「暴力的な狂女」から鉄の環や鉄鎖を外し、代わりに拘束着を着用させた。こうした一連の処遇改善を行なうために、ピネルは当局に懇請してピセートル館からピュサンを引き抜き、弟子のエスキロールに協力させ、自らは主に観察に専念し、その効果などを記録し理論化に励んだ。

しかし実際にピネルの方針が認められ実践されるのは、王政復古期に入ってからであった。それだけ精神病者への抜きがたい偏見と恐怖が、当局と医療実践者にも沁みついていたのである。その象徴的なエピソードが、「狂人の見世物」であった。⁽¹³⁾ピセートル館と同じく、サルペトリエール館の狂女も、近くの植物園見学とセツトで、パリジャンの見学コースに入れられた。とくに大衆の好奇の的となったのは、革命期に女性解放運動に尽力し、後に発狂してここに入所したテロワーニユ・ド・メリクールで、彼女が四つん這いになって食べる姿を見物人は驚いて見ていたという。⁽¹⁴⁾[Vessier, p. 132, 140; Simon, p. 61]

一九世紀については本稿の枠組みから逸脱するので、ごく簡単に記すに留めたい。ピネルに共鳴しその薫陶を受けた弟子は多いが、真の後継者はエスキロール Jean-Etienne-Dominique Esquirol (1772-1840) だった。早くも一八〇二年にはサルペトリエール館に入り、一八一一年にはピネルの後を継いで、精神病の主任医師となった。エスキロールはピネルの方針をさらに推し進め、作業療法だけでなく、音楽や舞踊、演劇など「音楽療法」も取り入れた。さらにこれまでの「独房への閉じ込め」を止めて、大きな共同寝室を擁する「エスキロール館」を作り、病者に開放的な生活を提供した。この館には他に大食堂、作業所、浴室も備え付けるなど、人間らしい生活を送れように配慮した。他方、重症病者のためには別途木造小屋 *châlets* を建てて住ませた。

一八二五年にはサルペトリエール館を辞し、シャラントン精神病院に転任するのだが、エスキロールのもう一

つの功績は、精神病者のための施設 *asile* を、各県に少なくとも一つ造ることを定めた一八三八年法の制定に尽力したことである。[Simon, p. 91] 精神病者はビネルにより「病者として認知」され、エスキロールにより「社会的保護をうける病者」と認められたと云える。⁽¹⁵⁾ この事実を翻つて、アンシャン・レジーム期の全期間を通して、精神病者は社会から除け者として隔離される存在だったことを物語っている。

(13) 「狂人」を見世物にする非人道的な行為は、同じ頃のイングランドでも見られた。ロンドンの聖メアリ・ベツレヘム病院では、鎖に繋がれた精神病者を一般人に有料で見物させていた。下層階級の見物人はその異様な振る舞いを眺めて楽しんだという。[バーカー、p. 234] バリの二つのオピタル・ジェネラルと全く同様な蛮行が行われたことに驚きを禁じ得ないが、こうした事情も狂気を医学的に観察し、その原因を追究する妨げになっていたと思われる。

(14) テロワニユ・ド・メリクール *Troisvieux de Mericourt* (1762-1817) は、ベルギー生まれの、美貌に恵まれ、自由奔放に生きた女性だった。イングランドやイタリアを歴遊したのち革命のバリに戻り、政治の世界に身を投じた。黒い羽飾りの帽子を被り、剣を帯びたいで立ち民衆の人気を博した。一七九一年秋、故郷近くの村で静養しているところを、リエージュでの暴動に関与した疑いで、亡命者らに拉致され尋問された。後に釈放されパリに戻るとジャコパン派に熱烈に歓迎され、これに勢いを得た彼女は「アマゾン部隊」を立ち上げ、反フェミニズムの輿論に対抗した。しかし当時の新聞輿論や愛国主義者は、女性に「本来の義務」から逸らせるものだと非難した。その後、アマゾン部隊は革命のさなかに起きた二つの虐殺事件に関与し、彼女も悪い陣営に関わったことで、「編み物女性たち *tricoteuses*」(革命時に編み物をしながら議場に列席した庶民の女性たち) からも批判された。前々から弱っていた彼女のころは、この衝撃で完全に正気を失い、九七年にサルペトリエール館に閉じ込められ、一八一七年にそこで亡くなった。

[Perrin, p. 665]

引き出された娼婦は、物見高いパリジャンの視線と冷やかに、罵声や怒号を浴びながら、判決を申し渡された。その場で「お咎めなし」無罪放免となる者もいるが、大部分は有罪判決を受け、サルペトリエール館行きとなった。巡邏が先導する幌なしの大きな馬車に乗せられ、立ったまま、すし詰めで運ばれた。ある者は泣き、叫び、顔を隠し、ある者は気丈にも見物人の怒号に耐えていた。[Vassier, p. 63]

彼女たちは、サルペトリエール館では「ル・コマン」というブロックに閉じ込められた。その人数は時代と共に大きく変化するので特定することは難しいが、一七世紀末には一〇〇人程度、革命前夜には四〇〇〜五〇〇人に昇った。[Caretz, p. 276] ル・コマンでの彼女らへ処遇は苛酷だった。制服は分厚いラシャ織の服で、履物は木靴、食事はパンとポタージュと水、寝具は藁布団に敷毛布と掛け毛布、信じられないことだが、大きめのベッド一つに六人が寝せられた。現実には、四人が一つのベッドを共用し、足と頭を交互に組み合わせるようにして寝て、残り二人は板敷の床に着の身着のまま寝た。流石に冬の間は毛布が支給された。部屋には窓が一つあるだけで換気が悪く、不衛生と過密居住のため「人をたじろがせる程の臭気がした」ところ。[Boucher, p. 47]

- (15) エスキロールの学問的業績について云えば、早くも一八〇四年にサルペトリエール館での観察を基に、『精神病の原因と兆候と見なされる熱情と治療方法』なる博士論文を著した。その後、三〇数年間の研究と観察を基に、『精神病論』(1838)を著し、そのなかで精神病を「通例発熱を伴わない慢性の脳疾患で、感覚、悟性のはたらき及び意志の障害を特徴とする」と定義した。[川喜田愛郎、p. 560]

- (16) 一七一三年には王令により公娼と私娼が区別され、公娼はバリ警視庁の直接的管理下に置かれ、私娼は召喚され証人付き裁判にかけられ判決を受けるようになる。[Boucher, p. 46]

彼女らも労働に従事した。「善き貧民」と同じ織維関係の仕事、紡糸、織布、縫製などであり、中には掃除や洗濯などの院内雑務をする者もいた。私語が禁止され、祈りと労働の修道院的な日常は、「悪い生活」に馴染んだ彼女らには苛酷だったに違いない。日曜祭日には、ミサに出席する義務が課せられた。朝と夕、一五分全員で神に祈り、その後一日中カテシズム（教理問答）のレクチャーを聴いて、「魂の浄化」に励むのである。これに不満を唱える者、冒瀆的な言辞を吐く者が跡を絶たず、時には暴動も起きた。こうした「反乱分子」にシスターや監視員は規則に反して体罰を加えた。規則では精々「叱責 *reprimande*」程度だったのに、管理の側は、「髪を剃り」、「首枷を付け」、「柱に括り付ける」などの体罰を科した。このような体罰を科すことを、パリ警察当局も理事会も黙認していたという。[Boucher, p. 48] [Desgranges, 1954, p. 19]

ところで、娼婦はほとんどが性病、ことに梅毒に罹っていたという。その場合は、まず専用の部屋に移され、後に治療のためにピセートル館に移された。そこで前後八週間にわたる「荒療治」を受けて、再びここに戻ってくるが、彼女たちが完全に治癒したとはとても思えない。（前章参照）また、妊娠している娼婦は、出産近くになるとオテル・デュに移されて出産し、その後元の大部屋に戻された。生まれた赤子は洗礼式の後、捨子養育院に送られる段取りだった。つまり、捨子の扱いだっただけだ。

一七世紀末に王権が娼婦の捕捉とそのサルベトリエール館への収監を命じたのは、パリに梅毒が蔓延し危険水域に近づいていることを認識したからであろう。娼婦はフランス語では普通は《*prostituée*》だが、史料や文献では《*femmes gâtes*》^{フ ァ ム ・ ガ テ}と記されていた。これは「墮落した女」の意味だが、この《*gâtes*》には、警察用語では「梅毒に罹った女性」という含意もあったことから、それは察せられる。

梅毒は一六世紀末葉に流行が始まり、一七世紀末にはフランス社会に、貴顕の別なく蔓延していた。王権は、これを媒介し蔓延させているのが娼婦であると認め、いわば「生贄」としてサルペトリエール館に拘禁したのである。これを皮切りに、娼婦だけでなく、自由恋愛と自由な性的関係に耽る女性を、「放蕩者 *débauchés*, *libertins*」、「悪い生活に染まった者」として断罪した。⁽¹⁷⁾ 不可解なことに、統治権力は、放蕩に耽る男は初めから眼中になく、専ら女だけが梅毒流行の責任を問われ、《*femmes gâtes*》として糾弾されたのである。フランスでも女性蔑視は一九世紀末まで続くのである。

本題に戻ると、このブロックとは特定できないが、サルペトリエール館の懲治監辺りからは不吉な唸り声が、

(17) 不義を働いた女性も「姦婦 *femme adultère*」として「*débauché*」(放蕩)のカテゴリに入れられた。例えば、竜騎兵隊長の妻が、夫のアイルランド勤務で不在時に、ある兵士と懇ろな関係になった。この報告を受けたパリ警察長官ラ・レイニーは、この女性のサルペトリエール館への拘禁を命じた。彼女は半年間の拘禁の後、家に戻ることを許されたという。[Carrez, p. 97]

アベ・プレヴォの小説『マノン・レスコー』の主人公が逮捕拘禁されたのもサルペトリエール館である。最初は後述の「コレクシオン」に、二回目はこのル・コマンに入れられた。最初の嫌疑は、本当は徴税請負人への詐欺だったのだが、当の被害者がマノンの「放蕩 *libertinage*」を理由にしたからである。二度目の逮捕理由は詐欺行為であり、ル・コマンに入れられ翌々日に、他の娼婦たちと一緒にミシシッピへ国外追放される運命だった。作者プレヴォは、実はサルペトリエール館の様子やそこでのマノンの生活を詳細には綴ってはいない。だが小説の舞台となったこの館の中庭にある井戸は、「マノン・レスコーの井戸」として有名になった。[Desgranges, 1958, pp. 37-48]

大きなどよめきとなって夜中に近隣まで届いたという。それはまるで追い詰められた野獣の叫びにも似て、サン・マルセルやサン・ヴィクトワールの住民を怖がらせたと言われる。[Canez, p. 115] このブロックに押し込められ、拷問とも云える仕打ちを受けている娼婦たちの絶望の叫びだったかもしれない。ある史家は、それは彼女らの悔恨、遺恨、憎しみなどの入り混じった感情表現ではなかったか、彼女たちにとっては「死が、彼女らが呪った社会からの解放だったかもしれない」と語る。[Boucher, p. 49]

娼婦はフランス国内からも排除される試練をうけた。いわゆる「棄民」政策であるが、これは後述する。

「ブリゾン prison」このブロックには高等法院やシャトレ裁判所で有罪判決を宣告された婦女子が拘禁された。彼女らが犯す犯罪で多かったのは窃盗だった。市場などで食料品を盗んだところを捕らえられ、裁判で有罪判決を受けた。この時代、稼ぎのない女親が、飢えを凌ぐため等に止むを得ず犯す犯罪の一つが窃盗で、現代の感覚ではさほど悪質な犯罪とも思えないのだが、治安当局は容赦なかった。累犯の場合は、肩に《M》や《V》の烙印、または王家の紋章の百合の花の烙印を捺した⁽¹⁸⁾。

また国王や王政に批判的な言辞を吐く行為、カトリック教会や聖職者を批判する行為、家門の名誉を傷つける行為、父親の権威に不服従の行為なども厳しく罰せられた。後者の場合、常套的に使われた手段が「国王封印状 lettre de cachet」だった。これは本来、国王が尊大で不服従の臣下を閉じ込めるために使われた手段で、まさしく国王の「恣意 bon plaisir」であったが、のちに父親が妻や子どもに対し、家庭内の不和や軋轢を解決する手段として濫用されるようになった。[Simon, p. 61] これは「悪い生活に耽った女性」や、後段で述べる「規律を守ら

ない子ども」などを、オピタル・ジェネラルに閉じ込めるときにも利用された。

一六八五年のナントの王令廃止後は、プロテスタントが逮捕され、女性信徒はこのプリズンに拘禁された。チャブレンによるカトリックへの改宗が勧められ、プロテスタントは「異端聖絶 *abjuration*」するまでここに閉じ込められた。プロテスタントは「国家的理由 *raison d'Etat*」(なんとという大言壮語的で空疎な観念か)に従わない異端として厳しく断罪された。サルペトリエール館はカトリック勢力による対抗的宗教改革の一装置としても機能したのである。ナントの王令廃止をうけて、数十万人のプロテスタントが厳しい監視の眼を潜り抜け、フランスを離れたと見積もられている。彼らの富と才能を失ったことは、フランスには大きな痛手であったことは間違いない。

一七二七年以降には熱狂的なジャンセニストがここに拘禁された。一七二四年にフランソワ・ド・パリという助祭の葬儀がサン・メダル教会で行われたとき、参会者のなかに足や腕の麻痺が治るものが現れたという。その前触れとして「痙攣」が起きたが、それが神の力の証拠だと信じられた。この噂は瞬く間に拡がり、この教会墓地に集まった信徒らは、奇蹟を望んで、己の身体を痛めつけ痙攣を起こすべく、「集団的な狂躁」に没頭した。土を食べたり、角棒や短剣で身体を衝いたり叩いたり、揚句は腹の中に鉄棒を突っ込むものまで現れた。ついに

(18) 史家カレはある象徴的事例を紹介している。ある兵士と結婚していた女性は、何度も盗みを働く累犯者だった。彼

女は捕らえられ笞打ち刑を受けただけでなく、両耳を切られ、百合の花の烙印を五つも捺された。四〇歳のときこのプリズンに拘禁され、死刑判決を宣告されたが、王命により終身懲役刑に減刑され、さらに一七〇八年に特赦で釈放されたという。[Carnaz, p. 100]

警察が介入して、墓地参詣を禁止し、これら「痙攣するジャンセニスト convulsionnaires」を捕捉して、このブロックに拘禁した。[Vesier, p. 87; 西迫大祐⁽⁶⁾, p. 205]

同じ頃、山賊カルトゥーシユの一派三六〇人が警察に捕縛され、首領カルトゥーシユは一七二一年にグレーヴ広場で公開処刑された。残党は裁判で有罪判決をうけ、うち一味の女盗賊三〇人余は、サルベトリエール館のブリゾンにぶち込まれた。この中には、カルトゥーシユの最初の愛人ミシヨンや、二番目、三番目の愛人もいたと云うが、奇怪なことに彼女らは同房のプロテスタントやジャンセニストにもその権威を認められ、謂わば「牢名主」的な存在だったという。[Vesier, p. 87]

このブロックの建築構造ははつきりしないが、一部は地下牢だったらしい。小さな明り取りの窓からは日の光とともにパンなどが差し入れられた。女囚は足に鉄の玉が付けられ、鎖で壁に固定されていたので、自由な動きが制限された。刑の重さにもよるが、終身禁固刑を申し渡された者も多く、王の結婚など特別の恩赦がなければここを出られなかった。

「グランド・フォルス」La Grande Force このブロックは特別で、貴族など貴顕階級の女性などが、宮廷の陰謀や詐欺などの事件に関与して逮捕のあと拘禁された。有名な例を挙げると、一つはボンバドゥール夫人が国王から贈り物として与えられた徴税請負人の役職を五万リーヴルで売ったとして、一七四七年に逮捕されこのブロックに収容された。[Couteaux, p. 115] もう一例は、「首飾り事件」で詐欺行為をして逮捕されたラモット伯爵夫人である。彼女はマリー・アントワネットを熱愛するロアン枢機卿に、王妃との邂逅をアレンジしたともちかけ、替

え玉を使って枢機卿からダイヤモンドの首飾りを騙しとったのである。首飾りは直ちにロンドンに運ばれて売却されたが、最初の払い込みで悪だくみは露見し、一七八六年六月、伯爵夫人は逮捕され有罪判決を受けて、肩に《V》の烙印を捺されてこのブロックに監禁された。のち、巧みな手段でここを脱獄し、ロンドンに逃れたが、官憲に追い詰められ、窓から投身自殺したという。枢機卿も逮捕され、バステイーユの牢獄に閉じ込められ、後に故郷に追放された。ラ・モット侯爵夫人もポンパドール夫人と同じく特別待遇で、制服を着用せず、特別室に監禁された。¹⁹ [Vessier, p. 66; Boucher, p. 51; Carrez, p. 106; Cousteaux, p. 115]

「コレクシヨン」これは前述のピセートル館の矯正棟（コレクシヨン）と全く同じ性質のブロックだった。すなわち、自由奔放に生きる娘や、不従従や不品行の娘をもつ親が、扱いに困って例の「国王封印状」を得て、我が子をここに送り込むという構図である。父親は警察長官あてに請願書を提出する。そこには当の娘の不品行や狂気などを詳しく記し、時には友人や医師などの証明と署名も添付される。これを巡邏が聞き取り調査し、確認した報告書を長官に提出し、さらに国務卿の承認を経て封印状が作成され、下付される。これをもって巡邏が件の

(19) ジャンセニストはローマ教皇からは異端と断罪されたが、パリ高等法院やオピタル・ジェネラルの理事のなかに抜きがたい支持基盤を築いており、王権にとつて潜在的な脅威であった。早くには一六七九年に、ジャンセニストは拠点だったポール・ロワイヤル修道院から追放されたが、その支持基盤は牢固としていた。一七四九年にはサルベトリエール館の女性院長の人事問題に端を発して、王権とジャンセニストの牙城である高等法院との間に争いが起こり、ほぼ一〇年も続くのである。(後述)

娘をサルベトリエール館に連行・監禁するという運びだった。

この女性たちは「悪い生活の女」たちの予備軍とも云えるが、「改悛の余地がある」と判断されここに入れて、矯正教育をうけたのである。彼女たちは聖務日課にしたがって、スピリチュエルの教育をうけ、敬神を教え込まれ、シスターによる労働の指導をうけた。だが、このブロックの規則は緩く、中庭の散歩も許され、労働も左程厳しくはなかった。というのも、彼女らの大部分は、親がかなりの額の寄宿料を払っていたからである。寄宿料は年間一〇〇〜四〇〇リヴルまで四段階あり、額に応じて居住条件や食事内容が異なっていた。オピタル・ジェネラル側にとつても、有料入所者の存在は収入確保の手段の一つだったのである。彼女らは平均で半年から一年間の矯正教育のあと、改悛したと判断されると親が引き取りに来て退所したという。

懲治監にはこの他、少数だが、社会に不安を与える女性たちも監禁された。どこのブロックとは特定できないが、女占い師、魔術師、占星術師、護符や水薬を用いて病気を治す偽医者、神を冒瀆した者などが閉じ込められた。

このように懲治監には、一筋縄ではゆかない、社会の謂わば厄介者が入れられていたので、彼らを監視し指導する役目を担うのは、経験豊かで有能なシスターだった。そして事柄の性質上、高等法院や警察幹部とも密な連携を取ったのである。

棄民政策

懲治監は、コレクシヨンのブロックを別にすれば、正真正銘の監獄だったが、さらに統治権力は、ここの監禁

者たちをフランス国内から一掃しようと試みた。「国外追放 *déportation*」、すなわち棄民である。その先駆けは重商主義者コルベールで、一六六九年に凡そ一〇〇人のサルペトリエール館の孤児少女を、八二年には同じく五〇人を、植民地カナダに送った。しかし現地について間もなく、ほとんどが命を落としたという。フランスは、一七世紀末にアメリカ南部ルイジアナと西インド諸島の幾つかを獲得するが、それら植民地入植者の配偶者候補として、オピタル・ジェネラルの若い女性を送り込んだ。一七一九年にはサルペトリエール館の女性院長パンカルトランは、その候補者の人選を念入りにおこなった。候補となったのは、一七歳から二〇歳位までの娘で、扱いに手の焼ける者、ナイフなどを所持して喧嘩ばやい乱暴者、性格が悪く策謀好きな者、窃盗の前科者、そして娼婦など「悪しき生活をする者」―但し梅毒に罹った者は注意深く除外されたと云う―であった。この候補者リストを警察長官や高等法院首席検事らと検討し、所轄の海軍大臣の承認を経て人選が決まった。要するにサルペトリエール館にとつては「厄介払い」したい女性選ばれたのである。

これら未婚女性の植民地送りにはいろいろな方策が試された。ある時は、パリ河岸から一隻のボートに乗せてル・アーヴル港まで運び、そこからルイジアナや西インド諸島のマルチニーク、サン・ドミングへ船で送った。そしてすでに入植していた男性に娶せるために集団お見合いをさせ、気に入った者たちは結婚式を挙げた。だが多くは悲惨な結果に終わった。つまり結婚生活はすぐに破綻したと云う。[Carrez, p. 127]

これとは違ったやり方もあった。植民地行きを希望する男性（この中には囚人もいた）に、サルペトリエール館の未婚女性たちを娶せてから、植民地へ送り込む方式である。一七一七年にジョン・ロウが西インド会社を設立し、一攫千金の夢を追う者が増えたが、彼らを植民地に定着させるには女性同伴が好いと判断されたのである

う。これには西インド会社の社員が介在して、サルベトリエール館の未婚女性と入植希望の男性を、サルベトリエール館の教会で集団結婚式を挙げさせ、のちに馬車で海港まで運び、そこからルイジアナへ向かわせたのである。この間ずっと西インド会社の社員が護衛として付き添い、女性たちの貞節を守った。初夜は現地に着いてから許されたという。[Vesier, p. 81]

しかしこうした棄民政策は輿論の強い批判を浴びて、短期間で中止せざるを得なかった。前者の場合はサルベトリエール館の女性の人選に難があり、後者の場合もサルベトリエール館の女性の意思を尊重するものではなかったからである。懲治監は、ゲレメクが云うように、近代が誕生し、絶対王政が確立する過程で、当時の社会規範から外れる人々を周縁化する装置として発明されたものだった。「ゲレメク、p. 3」しかし、民衆の理性はその残酷性を疑い、否定し、オピタル・ジェネラルを真のオピタルⅡ病院と福祉施設に変換してゆくのである。

4. サルベトリエール館の日常 居住環境

近世フランスの病院がどこもそうであったように、サルベトリエール館も豪壮な外観とは裏腹に、内部の衛生条件と居住条件は劣悪であった。共同寝室は大部屋だが、そこには詰め込めるだけの人数が詰め込まれ、フランス知識人が軽蔑する「雑居状態 [promiscuité]」を呈していた。一つの大きめのベッドに病人は二人、犯罪者は三人、娼婦は六人、子どもらはそれ以上寝るのが慣例であった。精神病者や極悪な犯罪者が入る独房は、縦二メートル、横一メートル八一センチ、面積三・八cm²程度の狭さだった。[Howard, p. 380]

個人の生活空間が恐ろしく狭い上に、大部屋はどこも換気が悪く、人いきれで息が詰まるほどだった。加えて、乳児室や「狂女」の低い小舎、娼婦らの入る懲治監の建物は、下水管のすぐそばにあったから、臭気に晒されていた。とくに雨の日は室内に臭気が侵入した。[Boucher, p. 53] 悪臭の源は他にもあった。一つは解剖室であり、もう一つは豚小屋や家禽の飼育場であった。またこれらの動物の餌は、入所者の残飯だったが、これを入れる各部屋の木桶も悪臭源だったようだ。これらの残飯を狙うネズミが室内を徘徊し、ことに冬季にセーヌ河が増水すると、河と同じ水準にある精神病患者の独房には避難したネズミが侵入し、彼女らを襲うこともあった。

[Carré, p. 178]

漸く革命期になると、入所者の一部からこの館の不衛生が告発されるようになる。すなわち、サルペトリエール館のてんかん患者一五〇人が、一七九一年五月三一日付けで、連名でパリ市当局へ嘆願書を送付した。彼女らは革命勃発後、一時的にある場所に避難したが、元のサルペトリエール館サント・ジャンヌ室には決して戻りたくない、そこは蚤や虱がうようよいて嘔みつかれるから嫌だと申し立てていた。[Tuley, p. 80]

こうした居住環境では、疫病ことに皮膚病が流行るのはごく自然なことだった。前述した白癬病や疥癬である。革命前夜には「今やこの病気に罹っていない女性は、サルペトリエール館にはいない程だ。その治療は効果をあげていない。中途半端に治って大寝室に戻り、再発する者が跡を絶たない。」との報告が当局に寄せられた。

[Tuley, p. 79]

この皮膚病の治療は、サルペトリエール館に医務室ができる一七八〇年頃までは、オテル・デュでなされたが、その治療法は、疥癬には硫黄軟膏を、白癬病には頭皮に樹脂油軟膏を、四〜五日間塗るという簡単なものだ

った。しかし、これ程までに皮膚病が蔓延したことを考えると、その効果の程は疑わしい。⁽²⁰⁾ この皮膚病の感染原因は、不潔な着衣と不潔なベッドでの同衾、身体衛生の欠如、つまり、洗髪や入浴の不履行にあり、医学的に云うなら、皮膚病こそは「コンタギオン（直接接触感染）」の代表的疫病なのだが、驚いたことに、パリ大学医学部の医師たちも、乞食委員会のメンバーやサルペトリエール館の事務長らも、瘴気説を頑ななまでに信じていた。曰く「（皮膚病が流行るのは）、入所者が汚染された空気を吸っているからだ。」と。[Tucey, p. 79]

労働と魂の浄化

オピタル・ジェネラルに貧民を閉じ込める王権の目的は、一六五六年王令前文に明示されるように、貧民の無為と放縦の放擲と魂の浄化であったから、入所者には労働と敬神が課された。この目的達成のために、院内規則では入所の一日のスケジュールが、時間刻みでつくられ施行された。⁽²¹⁾ 時間管理と行動規制はさながら修道院の如くであり、「オピタル・ジェネラルは教会の別院だった」とも云われた。

午前五時起床、五時一五分共同寝室での祈り、五時半、洗顔、身繕い、ベッド・メイキング

六時 若者は教理問答の学習、成人はチャペルでミサ

七時 朝食 幼年者や病人はチャペルで祈り

八時 作業開始、シスターによる担当仕事場の巡回監視

九時 すべての共同寝室で讃歌『創造主は来たり給え』の斉唱、幼年者には神および教会の戒律を説く。館全

体では静粛を保つ。監督シスターは作業を中断させずに、一五分間『キリストに倣いて』を読み聞かせる。

十時 讃歌『讃えん、海の星』の唱和、『聖なる御名イエス』の連禱

十一時 食前の祈り 昼食

十二時四五分 全員大食堂か共同寝室に戻り昼食

一時半から六時まで 作業、若い娘は七時まで、その間完全沈黙 反抗的な貧民を見つけたら担当シスターは

院長の許可を得て、三、四時間閉じ込め、他の者への見せしめとする。

三時 成人女子の共同寝室では一時間十五分の読書、教理問答

四時十五分 祈禱、『聖母』の連禱、その後六時までは共同寝室を出ずに、作業を中断せずに自由歓談

五時半 成人女子の夕食、その後夕べの祈り

六時 共同作業所で働く者の夕食、共同寝室では夕べの祈り、病弱者は就寝

(20) 前章で見たように、この皮膚病はピセートル館でも、あるいはオテル・デュヤピティエ館でも風土病と化している。ピティエ館でも病気に罹った子どもらはオテル・デュで治療を受けるのだが、当時の理事たちは、そこで疥癬や白癬病に罹ってくるのだと思込んでいた。院内感染には思い及ばなかったらしい。

(21) 時刻と行動内容は、院内規則で定められていた。出典により多少違いがあるが、本稿では次の文献を参考にした。
[Caretz, p. 147; フーコー、1975, p. 570; Paulre, p. 231; Gutton, 1982, p. 180] これは夏時間、つまり復活祭から万聖節までのスケジュールであり、万聖節から翌春の復活祭までの冬時間は、例えば起床が六時など本文とは幾分異なる。また、院内規則では「朝食」とは明記されずに、少量のパンと水またはワインが配られたようである。

七時 若い娘たちの夕食、その後祈りと自由時間

八時 就寝、担当シスターによる巡回監視

サルペトリエール館の入所者は一部の精神病者や病弱者、身体障害者を除いて、懲治監のコレクションに入れた女性らも、何らかの労働に従事した。歩行困難なものも、共同寝室内で軽い仕事を与えられた。通常は、院内にある幾つかの「共同作業所 *ouvroir*」で午前四時間、午後も断続的に四〜五時間、若い女性はそれ以上働いた。重商主義者コルベールは、早くも一六六六年に「この司祭に、「貧民に羊毛を与え、布を織らせるようにせよ、毛織物、靴下のマニファクチャーは乞食を働かせる最上の方法である。」と助言し、三六千リーヴルの資金を与えた。[Cares, p. 169] この指示に従ってメリヤス、靴下製造のマニユなどが造られた。このためにイギリス領ジャージー諸島から女親方を招き、上質毛織物の製造法を教授して貰ったという。[Paulhe, p. 188]

さらに一六八〇年頃には理事会は、町のメリヤス、トリコット製造のギルド親方と契約を交わした。この親方が設備と材料を提供し、サルペトリエール館は仕事場と一三歳以下の少女労働力を提供し、できた製品は、男物靴下は一足四〇ソル、女物靴下は三〇ソルで親方が引き取る、という内容だった。[Cares, p. 169] このマニユがその後どうなったかは史料も記述も少なく、判然としない。⁽²²⁾

それでも一八世紀前半までは院内労働は若い入所者を軸に進められた。一二歳から一四歳までの少女らは学校での読み方学習と宗教教育と並んで、毛織物の編み物を学んだ。一四歳になると、サント・クレール区画に移り、そこで各種刺繍、絨毯織り、肌着縫製などを教えられ、その後は各人の特性を活かした仕事に就く。体格の

良いものは洗濯やアイロン掛けなど院内雑務に回された。二五歳以上の成人女性は、羊毛や亜麻の紡績・織布・縫製に従事した。こうして製造された衣類やリネン類は、一部は外部販売されたが、大半は入所者が院内で使用するもの、つまり自家消費用だったという。同じ伝で、着古した衣類の修繕に従事する女性もいた。衣類は当時は貴重なもので大切に使用されたのである。

また数は多くはないが、一〇歳から一六歳の少年たちは、昔ながらの大きな紡ぎ車で羊毛を紡ぎ、そして年長者が梳毛し、さらに織布して厚手の毛織物に加工した。

自由な会話を禁じられ、沈黙を強いられ、随時讚美歌斉唱と祈りを求められる労働が、楽しい時間だったとは思えないが、しかし全く意味がなかったとは云えないかもしれない。とくに年端もゆかない少年少女たちには、規律正しい生活や躰、あるいは手職を身につける良い機会だったかもしれない。⁽²³⁾

(22) 史家カレはこの官民コラボのオピタル・マニユファクチュールは、町のギルドと対立して閉鎖を余儀なくされたのではないかと推測している。というのは製造と販売が宣誓ギルドに独占されているこの時代に、このような低賃銀を利用したオピタル・マニユの製品は、町の同業者に深刻な影響を与えかねないからである。[Carrez, p. 170] この推測は決定的外れではないと思う。というのは、これより先、一六六三年にオピタル・ジェネラルの理事会は高等法院宛ての書簡で、マニユ建造はパリの職人に害を及ぼすかもしれない、引いては新たな貧民をつくりだすかもしれない、と懸念を表明していたからである。[Estienne, p. 748] この懸念が杞憂ではなかったと思われる。

(23) とくに前記のサント・クレール区画では革命まで一〇歳から二五歳までの娘たちが、下着製造や刺繍、レース編み、絨毯織りなどの手仕事を続けていたようである。[Désgranges, 1954, p. 468, Appendice, Etat de la Salpêtrière en 1789]

これに関連して云うなら、子どもらの教育も館内でなされていた。サン・ジャン室では、一定の年齢に達した捨子や孤児に教師が初等教育を施し、さらに聖職者が教理問答や神学を教授した。最も信仰心の篤い少年は選ばれて聖歌隊に入り、時にはピティエ館に派遣されて、昔の「泣き人」に倣い葬列に参加して、何がしかのこころ付けを頂いたという。[Boucher, p. 42] また少女のなかで美貌と知性に恵まれた子どもは、先述したように「シスター」として採用される道があった。だが、ここでの教育程度は余りにも低く、さらに女性への抜きがたい偏見が手伝って、少女にはフランス語の読み方だけしか教えず、書き方を教えなかったという。

オピタル・ジェネラルは「教会の別院」だと云われたように、そこは静謐な祈りの空間であった。寧ろ労働の督励よりも、神への奉仕、「信仰心の涵養」の方が重視されたと云えるかもしれない。

サルペトリエール館には主任司祭^{レクタク}一人とその配下の聖職者一四人が、入所者の「靈的救済」^{スピリチュアル}に当たった。一日は、起床から就寝まで、チャペルでのミサ、作業中の讃歌の斉唱、唱和、連禱などが連続的に続き、日曜祭日は、一日中ミサが執り行われた。子どもの教育もレクターが選任した教師が、「教理問答^{カテシス}式の教育」で、教会の戒律を教え、敬神と信仰心の涵養に努めた。また館内では洗礼式や結婚式なども司祭の主導でおこなわれたが、とくに大事な秘蹟は、病者への「塗油(終油) onction」であった。週当番に当たった司祭は、夜中でも病者の許に駆けつけられるように、ある部屋に待機する態勢をとっていた。

特記すべきは、このようなカトリック信仰の涵養に努めたのは、ひとり聖職者だけではなかったという事実である。三〇数名を数える「士官シスター」と、ほぼ同数の「下士官シスター」もまた、「善き貧民」だけではなく、懲治監の女性たちにも、前記のように讃歌を教え、宗教書を読み聞かせ、祈りを唱導したのである。後述す

るのだが、理事会によるシスターの選考は、候補者の諸々の能力と人格のほかに、カトリックとしての深い信仰心が験シメされた。つまりまるで「修道女 *soult*」の如き徳性と品位が求められた訳だが、とはいえ彼女たちは俗信徒であった。このように「シスター」と名乗り、聖職者と同じようなスピリチュエルの業務にも手を染めたことは、教会の正式な聖職者との間に摩擦と葛藤を生む遠因となった。しかも事態を複雑にさせたのは、ローマ・カトリック教会に批判的なジャンセニスムが、オピタル・ジェネラルに浸透していたことである。聖職者と俗信徒の抜き差しならない対立と抗争は、一七四九年に女性院長の選任をきっかけに表面化する。(後述)

それはさておき、このような徹底的な時間管理と、規律に縛られた修道院の如き生活が、「善き貧民」の魂を浄化し、信仰心を喚起したかどうかは、入所者の声が史料として残っていないので何とも云えない。耐え難いと感じた貧民の中には脱走を企てる者もいた。だが、病弱者や高齢貧民はそれも叶わず、ここで余生を送るほかなかった。「悪い生活に馴染んだ」女性たちを更生できたかどうかも定かではない。すくなくとも、懲治監に閉じ込められた女性たちには、苛酷な試練だったことは明らかである。

食事

単調で反復的な修道院の如き暮らしのなかで、食事は入所者の愉しみになる筈だったが、現実はそのようではなかった。食事にも身分社会らしい序列と、カネのあるなしが反映していた。つまり、聖職者、シスターらの職員、「善き貧民」、捕捉された罪人、有料入所者では、食事の場所も内容も異なっていた。また、ピセートル館でも述べたが、「肉のある曜日」と「肉のない曜日」が交互にあった。

「善き貧民」の「肉のある曜日」、日曜、火曜、木曜の一日当りの食事内容は、小麦パン五カルトロン（五六二グラム）、ブイヨン五〇〇cc、肉四分の一リール（約一〇〇グラム）だった。「肉のない曜日」は、パンとブイヨンは変わらず、肉の代わりにバターやエンドウ豆がついていた。少年少女は、パンやブイヨンは大人の半分量、幼児には粥が支給された。

比較的優遇されたのは、妊娠中の女性と出産して授乳中の母親で、「肉の日」と四旬節にはパン、スープのほか、六オンス（一八〇グラム）の肉が、そうでない日は三オンスのバターかチーズ、またはエンドウ豆かソラ豆がついていた。同じく優遇されたのは六〇歳以上の高齢者で、毎食半ステイエ（二〇〇cc）のワインが付いていた。

このように普通の入所者の食事は極めて単調なメニューで、また食材に十分に火が通っていないことも多く、食べる楽しみを感じさせなかったようだ。このため、小金をもっている者は、給仕人に幾らか渡して、味の手直しをして貰っていた。⁽²⁴⁾ そうした散財をできない者は、黙って出されたものを食べるか、よほど切羽詰まれば、中庭にある玉ねぎやキャベツなどの野菜屑を拾い集めて飢えを凌いだという。[Boucher, p. 59]

一七四〇年頃の財政難の折には、食事内容はさらに落ちた。小麦パンの代わりにライ麦や大麦のパンが出され、その量も減らされた。もっとひどい時には米食になった。コメは家畜の餌だったから、当時のフランス人には嫌われ、不平不満が噴出し、中には最高幹部会宛てに次のごとき抗議文を送る者がいた。「貧民には肉の代わりに家畜の餌用の雑穀とサラダ菜などの野菜屑が出されている。理事会は言い訳がましく、豆や鯨、バターやチーズは身体に入れる価値もないのだと、うそぶいている。」[Duval, p. 67] シスターや下働きの職員の中には、貧

民の食事をへずって「不正取引 traffic」をする者もいて、入所者の憤激を買った。

また、罪を犯してここに留置されたものは、懲罰として「パンと水だけ」しか与えられなかった。

食べる場所も厳然とした区別があった。入所者の大半を占める「善き貧民」と子どもらは大食堂で、大食卓に並んで黙って食べた。そのメニューは質量ともに貧相で栄養もカロリーも不足しており、命を繋ぐだけのものだった。オピタル・ジェネラルが貧民を「扶養する *entretenir*」とは、食事に関しては「餓死しない程度の物を与える」という意味だったようだ。それがオピタル・ジェネラル創設を進言したラモワニオン卿の云う「煉獄の苦しみ」を与える意味だったのかもしれない。

他方、聖職者たちは、「第一食卓 *la premiere table*」で特別のメニューを供されていた。パンは五カルトロン、肉は一リーヴル、ワインは一リットルが基本で、木曜と日曜には前菜の後にアントレが出され、金曜と土曜の昼食には野菜添えの魚料理か卵料理が、夕食にはサラダと卵の皿が供された。そして午後か晩には「軽食 *collation*」として、サラダ、チーズ、乾しスモモが出た。四旬節の期間は肉を摂ることは控えられたので、魚主体のご馳走だった。すなわち、日曜と木曜は新鮮な魚とレンズ豆か米添え、月曜と金曜は、鯀、レンズ豆、ほうれん草添え、火曜と土曜は鱈と米、木曜は鮭とソラ豆といった具合である。[Carrez, p. 161] 四旬節の期間は、一般にカトリック教徒は節制と断食をする建前だったが、オピタル・ジェネラルの聖職者たちは案外ご馳走を食べていたの

(24) サルベトリエール館には定期市も立ち、小金をもっている入所者は、そこでパンやワイン、ブランドー、果物、ソーセージ、タバコなどを買ったという。

である。ある史家は「聖職者の俸給は大したことはないが、衣食住に関しては上等だった。」と語る。^[Vessier, p. 77]

第二食卓では、会計係、巡邏と衛士、教師、職業指導の職人、現業労働者らが、パン五カルトロン、肉一リーヴル、ワイン一リットルのメニューを摂った。但し、巡邏や衛士がワインや食事を隊に持ち帰ること、またそこでタバコを喫んだり、見知らぬ者を招き入れることは固く禁じられていた。

第三食卓では、シスターが、五カルトロンのパン、肉一リーヴル、ワイン半リットルなどのメニューを、庭師や馬丁など現業部門の労働者はパンの量が増え、逆にワインの量は減らされた。さらに共同寝室の雑務係の女性らは、パンはライ麦パンになり、肉の量も半リーヴル、スープも半リットルに減らされた。

他方、寄宿料を払った入所者は、格段に恵まれた生活をエンジョイできた。この種の入所者は、院内規則にも記されていない、想定外のカテゴリだったが、オピタル・ジェネラル側にとつては現金収入をもたらす顧客だったので、大事にされたのである。裕福な家庭が、不品行な娘を、時には妻を、「素行矯正」のためにここに預けることが見られたし、また裕福な市民の老夫婦が快適に過ごせると考えて、入所する例も見られた。一五〇リーヴルの個別ベッド代を払えば、独りでゆっくり眠れたし、さらに六〇〇リーヴルを支払えば、家具付きの個室で、十分な量の薪でストーヴを焚き、蠟燭をたっぷり点して夜も明るい部屋で過ごすことができた。料金は一〇〇リーヴルから六〇〇リーヴルまで、段階的に設定されていた。寄宿料を払った入所者の食事のメニューは聖職者と同じだった。⁽²⁵⁾

この修道院の如き日常のなかで敢えて愉しみを見出すとすれば、一つは家族との面会であり、もう一つは大祭

日の「遠足」だった。家族との面会は午後二時に短時間許されていた。久し振りの再会であれこれと四方山話に耽り、また何がしかの小遣いを貰えた者は、館内の売店で食料、酒類、タバコなどを買って楽しめた。

一年に一度の大祭日には、「善き貧民」の中で歩ける者が、聖職者やシスターらに先導され、三本のオピタル・ジェネラルの団旗を掲げて、シテ島のノートル・ダム寺院までミサに出かけた。往路は、ジャルダン・ドユ・ロワ通りなどを経て、途中ピティエ館の少年を隊列に加えて、モペール広場、プティ・ポンを経てノートル・ダム寺院まで、復路はサン・ミッシェルの噴水を経て、サント・ジュヌヴィエヴの丘を通ってサルペトリエール館まで、という行程だった。半日かけてのパリ散歩は、閉塞された空間で単調な生活をしている入所者の息抜きになったに違いない。ある者にとっては「見納めのパリ風景」だったかも知れない。[Boucher, p. 61]

5. サルペトリエール館の管理と運営

オピタル・ジェネラルの管理は、前章で述べた如く、高等法院主席検事、同第一議長、パリ大司教、会計法院議長、租税法院議長、パリ商人頭、警察長官から成る「最高幹部会」が全体を統轄し、その下に二六名の理事 *administrateurs* から成る「総務会」を置くという体制だった。理事の中から、さらにピティエ館、ビセートル館、

(25) 寄宿料を払う入所者数はもちろん時期により変動するが、カレによれば、一七六一年から九一年までの期間には、入所者の六〜七%がこのカテゴリーだったという。だがこの慣行がオピタル・ジェネラル本来の目的に合致していないのではと、議論されるようになる。[Carré, p. 158]

サルペトリエール館を担当する「コミセール」が選任された。サルペトリエール館の担当理事は当初は七名だった。

理事職

理事職は、パリの上層ブルジョワジーで社会的信用のある者と、王政の高位高官から選ばれていたが、よく云われるように、すべて世俗信徒だった。とはいえ、彼らが信仰心が薄いなどと考えるはならない。初期の理事らはサン・サクルマン信心会に属する者が、理事会の凡そ半数を占めていたし、一八世紀前半にはジャンセニストが優勢になってゆく。このカトリック内部の宗派間対立は、謂わば通奏低音のごとくオピタル・ジェネラル内に存在していた。

理事職はとくに任期はなく、終身の名譽職で無報酬だったが、その代わりに、後見役の免除、夜警や歩哨義務など世俗的義務を免除されていたこと、前章で述べた通りである。各館の担当理事は、そこで施設会議を開いて、各館の抱えるあらゆる問題について報告を受け、それに基づいて討議し、その結果を上部の総務会に報告し、諒承を得ていた。

各館の理事会は実に広範な業務を監督していた。入所者について云うなら、「善き貧民」の選別と入退所の許可、犯罪者などの処遇の適否、健康や衛生の管理などである。建物の補修や新たな施設の建設計画策定などもあった。館全体の人事権ももっており、シスターなど上級職員の選考と承認、主任司祭など聖職者の承認などを行使した。

オピタル・ジェネラルは国王から警察^{ポリス}権も与えられていたので、理事会はその実働部隊である巡邏を選任し、指揮した。巡邏は武器を携行して、街中で物乞いする貧民を捕捉連行する業務を担った。サルベトリエール館には四〇名の巡邏がいて、一〇名からなる分遣隊に編成され、分遣隊長が束ねていた。彼らは白い制服にブルーのヴェスト、赤い靴下を履き帽子を被っていた。ヴェストの襟の折り返し部分には黄色のボタンが輝いていたという。[Carrez, p. 79] 巡邏が物乞い貧民を無理やりに捕捉・連行しようとすると、パリジャンはそれを阻止しようと実力行使にでることがしばしば生じた。また管内では衛士や守衛が交代で、若い貧民たちの食事やミサ、とりわけ作業監視に当たった。

理事の大事な務めは財政運営だった。オピタル・ジェネラルは基本的には自主財源で運営する原則だったが、その財源確保と費用の合理的な配分も、その裁量に掛かっていた。その財務会計については、誠に残念なこと、パリ・コンミュン時の火災で史料が大部分焼失してしまい全貌が掴めない。一般的に云うなら、オピタル・ジェネラル全体の財源確保の手段は、篤信家のブルジョワや高位高官、貴族、さらにカトリック教会や修道院からの寄付金や遺贈金であった。一般市民からの寄付金を募ろうと、教会などに養錢箱を置いたが、中身は少なかった。と云うのも、王令は市民の乞食への「手ずからの施し」を固く禁じていたからで、その禁令が皮肉なことにここに影響したのであろう。

王権はオピタル・ジェネラル創設後しばらくの間は補助金を下賜したが、一六九〇年以降はこれを停止した⁽²⁶⁾。総じて云えば、パリのオピタル・ジェネラルは慢性的に赤字だった。このため総務会は絶えず借入金に頼らざるを得なかったようである。例えば一七四〇年秋には六回に分けて、総額二〇五万リーヴルを公証人から借り入れ

たところ。[Etienne, p. 754]⁽²⁷⁾

パリのオペタル・ジェネラルは全体として予算編成していたので、各館が個別に収入確保する余地は小さかったのだが、唯一確かな手段は有料入所者の受入れたった。それを示す史料があるので紹介する。サルペトリエール館の一七八九年の収支状況である。[Carré, pp. 70-72] この年の収入総額は八七六〇〇リーヴル、以下に金額の大きい項目を示す。(単位はリーヴル)

寄宿料 二〇八九一

差額ベッド代金 一七九四〇

サルペトリエール館の作業所で製造された衣服類の販売 一六九九八

ワインの販売 九二一四

捨子養育院への薬剤提供への見返り 六三三七

その他、死亡した入所者のポロ着販売 三三三二六、小店舗・住宅賃貸 二七九〇、賽銭箱への寄付一九二など。

「有料入所者」が払う寄宿料と差額ベッド代金が、総収入の実に四四％を占めている。その実体は、懲治監のコレクションのブロックに入れられた女性と、マザラン棟に同居している老夫婦である。有料入所者が、サルペトリエール館にとつては大切な「顧客」だったことが判る。

もう一つは、意外なことに、館内のアトリエで製造した衣類の販売収入である。私は先に一八世紀半ば頃、館内アトリエで製造されたリネン類や布地は自家消費用と記したが、右の事実はこれに修正を迫っている。サン

ト・クレール部署の若い娘たちが造った「刺繍 broderies」や「レース dentelles」が、これに該当するのだろう。革命勃発時の、単年度だけの事実からはそれ以上のことは判断できない。

ついでに、支出についても概観しておこう。この年の支出総額は一〇九八一三リーヴル、原表には実に細々とした費目が羅列されているが、整理して要約的に示す。(単位はリーヴル)

人件費(俸給・手当・賃銀・給金) 総額 七三八二三 その内訳は以下の通り

臨時任用のシスター、雑役婦への手当で 二六五六四

士官シスター、下士官シスター、監視役家政婦などの俸給 一七八三六

アトリエの親方、職人、使用人の給金 一一〇四一

(26) 国王からの下賜金は一六六二年が最も多額で一九万リーヴル、以下数年おきに三万リーヴルから五万リーヴル程度の補助金が下賜されたという。[Etienne, p. 741] エティエンヌはバリのオピタル・ジェネラルの財務状況を概観しているが、本人も云うように史料が散逸しており情報は断片的だという。それでも目安として紹介すれば、一七五〇年代の総収入は平均で一九〇万リーヴル、総支出は二〇二万リーヴルである。[Etienne, p. 752] つまり一〇リーヴルの赤字であった。

(27) この年、前述したが、財政難のために入所者の食事は質量ともに引き下げられた。パンの量は五カルトロンから三カルトロンに、その埋め合わせに米が出されるようになり、またパンは小麦パンからライ麦と大麦のパンになった。さらにその後、ワインは供されなくなったし、ピセートル館の病人に与えていたワインと鶏卵はメニューから消えた。

[Etienne, p. 751]

会計係補佐など職員の手賃 七七〇八

労働者の賃銀 五八四五

聖職者の俸給 五五二九

入所者への手間賃 八七三

アトリエの道具と原材料 小計 七七六七 その内訳は以下の通り

紡糸 二四二五 加工用木材・鉄 二六七一 新品の道具・道具の補修 二六七一

他には、ポンプ・建物の補修 八〇〇三 細々とした食費 五八一九、馬の購入 二八八〇 聖職者の洗濯代

七〇二 など。

支出総額の実に三分の二が、俸給・給金・賃銀などの人件費である。中でも、常勤や臨時のシスターなど上級職員の手賃が大きな割合を占めている。一八世紀を通してサルペトリエール館は、パリのなかでは最大の雇用機会を作っていたと云えそうだ。

ところで、右の支出費目に最大の費目たる「食糧購入費」がないのは、食糧はオピタル・ジェネラル全体で購入していたからである。パリのオピタル・ジェネラルの入所者が主要三館だけでも八千人余、これに住み込みのシスターや諸々の職員、労働者、雑役婦を加えれば優に一万人を超える。これらの人々に、毎日の食事を供給するのは、費用と労力が要る業務だったに違いない。このため当初は一人もの理事がその調達に関わっていた。⁽²⁸⁾ 実際に食糧品や備品の調達に当たるのは、各館の「会計係 *économé, receveur*」であって、会計係補佐や職員を使

って、出来るだけ安価に購入するために直接生産者から仕入れたり、それができない物は市場で購入した。購入リストには実にさまざまな食糧品と備品、燃料が記載されているが、その一端を紹介しておく。

食糧では小麦、ライ麦、米、牛肉、羊肉、ワイン、バター、チーズ、鶏卵、各種豆類、鯀・鱈などの魚類、乾しスモモ、果実、オリヴ油、胡桃油、香辛料（胡椒・丁子・ナツメグ・シナモン）など。日用品としては、蠟燭、照明用油、薬剤、木靴、木の椀、石鹸、灰、薪・木炭、干し草、藁など。アトリエの原材料としては、各種繊維類、布地、羊毛、亜麻、鞣し皮革、銅・鉄・錫などの金属類、釘、瓦など。[Canez, p. 69] 購入した食糧はビティエ館、シピオン館、サルベトリエール館などの倉庫に保管された。

聖職者

理事たちの業務が専ら「物的 *matériel*、世俗的 *temporel*」なものだとすると、対照をなす「精神的糧 *nourriture spirituelle*」を与えるのが、聖職者の務めであった。サルベトリエール館には一四名の施設付き司祭 *prêtre*、*chaplain* が住み込んでいた。彼らは聖務日課を斉唱し、それに従って行動した。朝夕の決まった時刻に共同寝室での祈り、午前と午後のチャペルや教会での祈り、日曜日の大ミサや説教、告解の聴聞、子どもたちへの教理問答による初等教育、洗礼や結婚、とりわけ病者への終油などの秘蹟などである。高齢の病者が多かったサルベ

(28) 因みに革命前夜のオピタル・ジェネラル全体の食糧消費量は、小麦二二〇〇ミュイ（四一一四ℓ）、ワイン三〇〇

〇ミュイ（八一〇ℓ）、牛一五〇〇頭、羊六〇〇頭、仔牛六〇〇頭である。

トリエール館では、「塗油」の秘蹟は重要で、前述したように、週当番が夜中でも貧民の寢床に駆けつけられるように待機していた。さらに、毎晩教会の聖具室に詰めて、保管を任された聖杯、銀器、装飾品などの盗難に備えた。また、内部の信仰心の篤い少年を選抜して聖歌隊を組織し、歌唱を指導しただけでなく、読み書き、教理問答なども教え込んだ。そして儀式や葬儀に参列させた。

司祭には厳格な掟があった。服装は白い短衣シユルブリを着用し、常に貧民や病者に精神的な助けを与えることを最優先し、研究や布教などの活動は自粛すべきとされた。また常に節度をもって行動し、感情の高ぶりを抑えて淡々と語るべきとされた。女性との接触は厳しく制限され、自室でシスターと単独で会うことは厳禁であった。

司祭は入所者のこころのケアに当たったが、なかでも熱心に取り組んだのは、先の懲治監の「コレクシヨ」ブロックに入れられた若き女性たちの矯正と更生であった。ここには親や家族が願い出て、「放縦、不品行、不服従」とされた娘たちや、作業中にシスターや監視役家政婦に反抗的な態度をとった婦女が、収容されていた。彼女らがこうした態度を示すのは、信仰心が欠如していると考えられたからだが、同時に「改悛の余地がある」「矯正可能 corrigible」と判断されたからである。司祭はその「回心 conversion」に努めたのである。

これらの司祭を統轄するのが「主任司祭 レクテウール recteur」で、一七二三年まではサルペトリエール館の主任司祭が、ピティエ館とピセートル館に在籍する司祭をも監督していたが、この年以降は各館に主任司祭が配属された。主任司祭を選任するのは、規則上では総務会であり、これをバリ大司教が追認する手続きになっていたが、実際にはこれがうまく機能しなかった。主任司祭はバリ大司教の配下にあることを公言していた。したがって、俗信徒たちの理事会とは折り合いが悪かった。機構的には総務会理事の監督下にあるのに、精神的にはバリ大司教の権

威の下にあるという「二重性」が、現場に混乱と軋轢をもたらした。一八世紀半ばにクリストフ・ド・ボーモンがパリ大司教に着任すると、この二重性が表面化し、サルベトリエール館の院長人事をめぐって国王を巻き込む激しい争いとなるのである。(後述)

女性院長とシスターたち

さて、サルベトリエール館を実務面で統轄したのが女性院長であった。院長は定期的にピティエ館で開かれる総務会に出席することを許されていた。議決権はなかったが、発言権を有し、現場の声を理事たちに伝えた。

オピタル・ジェネラルの職員は恰も軍隊の如くヒエラルキー的に編成されており、そのトップが「院長」[supérieure]であった。⁽²⁹⁾その直属の部下が「士官シスター soeur officiere」であり、それを補佐するのが「下士官シスター sous-officiere」である。その下に、「監視役家政婦 gouvernante」とその補佐、さらにその配下にさまざまな雑役婦や労働者がおかれた。

女性院長は総務会で選任されるが、歴代の院長の経歴を見ると、長く勤務した士官シスターの中から選出される例が多い。つまりシスターとしての勤務がさまざま面から評価される。入所者への態度、部下の統率力、事務

(29) 《Supérieur (e)》は「上官、上司、修道院長、修道会施設の長」の意味だが、本稿では「女性院長」と訳出した。また《gouvernante》は「寡夫・聖職者を世話する家政婦」の意味だが、ここではその役割を考慮して「監視役家政婦」と表記する。

処理能力、とりわけカトリック信仰心とシスターらしい徳性などが重視されるのだが、後述との関連で云えば、ジャンセニスムの信仰心という特殊な条件が隠されていた。というのは、総務会の理事たちの多くがジャンセニストだったからである。これらの基準を満たした者が選考され、総務会で承認されるのである。つまり、生え抜きで叩き上げの人物が選ばれるのが慣例だった。

一七二三年までは、先の主任司祭と同じく、サルペトリエール館の院長が他の二館の院長を兼任していたが、この年以降は、それぞれの館に女性院長が置かれた。サルペトリエール館の院長は、創設から閉鎖までの凡そ一四〇年の歴史においても、僅かに八人を数えるだけである。なかでも在任期間の長いのは次の三名であった。パンカトラン嬢（在任一六八七〜一七二三）、バリー嬢（同一七二三〜一七四二）、マダム・モワザン（同一七四九〜一七七六）の三人である。

院長は職員の採用、昇進、配置換えなど人事権を有していたが、入所者の選考についても一定の権限をもっていた。例えば、サルペトリエール館に子どもや娘、あるいは病弱な高齢者などを入所させたい親や親族と面談し、その適否を判断し、これを総務会に報告するなどである。（但し、決定権は院長にはなく総務会がもっていた。）また入所者の館内での挙動にも注意を払い、職員間のもめ事や不祥事についても把握し、総務会に報告し対処を仰いだ。懲治監には娼婦や犯罪者が収容されていたので、治安機関たる高等法院やパリ警視庁とは密接な連絡をとっていた。三十六年間も院長職を務めたパンカトラン嬢は、高等法院首席検事のギヨーム・フランソワ・ジョヨイ・ド・フリユリイや、警察長官ダルジャンソン、大司教とも親しく交わったと云われている。

〔Carnet, p. 60〕 後段のマダム・モワザンも同様であった。

院長は直属の部下である士官シスターを手足の如く自由に使ったし、細かい注意を与えて指導監督した。毎日、士官シスターを院長室に集めて、その日の出来事を報告させ、的確な指示を与えた。シスターの服装の乱れには殊にうるさく、また外部との接触を厳しく監視した。どんな人物であれ、いかなる理由であれ、彼女らが自室に他人を招き入れることは許されなかったし、外部との通信手段である手紙は、中身は読まれなかったが、通信相手はすべてチェックされた。

院長の俸給は一八世紀初めには年間六〇〇リーヴルで、主任司祭のそれよりも高く、普通の司祭よりも遥かに高額であった。この他に現物供与が裕にあり、「慈善的精神」に照らしても、想像もつかない程の豪華な生活ぶりだったという。住まいは立派な家具や調度品を揃え、広々とした庭園や家禽場をもつ家で、外部から友人や高位高官を招いて食事会や茶話会を催した。外出には幌付きの馬車で、馭者、従僕、小間使いなどを従えて出かけた。そして、パンカトラン嬢やマダム・モワザンは、政府高官や上層ブルジョワジーと親密な交友をしていた。「日頃見てゐるミゼラブルな世界とは別の世界を生きていた」と評された。^[Carré, p. 63]

院長の直属の部下が士官シスターで、一八世紀には二六名ないし三四名を数えた。⁽³⁰⁾士官シスターになる条件は、三〇歳以下の成人女性で子どものいないこと、つまり独身か、寡婦であることだったが、多くは院内の才能豊かな少女たち、前述した「宝石」と呼ばれる少女たちから選抜された。⁽³¹⁾

(30) 恐らくく入所者の増加に伴い、一八世紀のどこかの時点で、二六名から三四名に増員されたと思われる。^{[Etienne, p.}

103; Vessier, p. 121]

士官シスターまで登りつめるには長い道程と幾つかの狭き門が待っていた。まず、手初めに三か月の試用期間があった。そこで少女たちの勤務ぶりや献身の度合いが評価される。これに合格した者が、「監視役家政婦」や「下士官シスター助手」として任用され、二年程度働く。その過程を終えた者の中から優秀な者が絞り込まれて、「下士官シスター」に登用される。これが第二関門である。この者たちは正規の職員として扱われる。下士官シスターとして平均六年間の修業を終えると、最後の関門が待っている。この期間に諸々の能力、勤務態度、人の関係、献身・謙虚・純真・忍耐・柔和などの徳性などがチェックされ、精選された者が「士官シスター」に推薦され、理事会の承認を得て士官シスターの荣誉を勝ち取るのである。シスターの全選考過程を統轄し、事実上の決定権をもっていたのが女性院長だった。

シスターは、その生活すべてを入所者のために尽くすことを求められていた。各シスターは己の受け持ちの共同寝室や区画をもち、入所者の「物的かつ精神的な救済」に専念した。毎日の食事の世話をし、共同作業所へ導き、その仕事を監視し、チャペルや教会のミサへ案内して祈りを勧め、さらに病者や子どもたちへ毎日一時間、「モーゼの十戒」をラテン語やフランス語で読み聞かせ、さらに奇蹟の事例を語り、聖体拝領の必要を説いた。

この他、院長の指示をうけて各種記録を作成した。雇用者の記録、日用品や衣類・下着などの消費記録、作業所で使用する各種繊維・布地などの購入と刺繍や服など製品の販売記録である。つまり士官シスターにはかなり高度な「読み書き計算」の能力が必要だったのである。

士官シスターは傍目で見ても優美な服装をしていた。厚手毛織物の黒いスカートをはき、首には黒いネックチーフを巻き、マントを羽織り、黒の縁なし帽を被るといって立ちで、修道女そのものであった。彼女らは本名

ではなく、「シスター soeur 〇〇」と名乗っていたが、決してカトリックの「修道女 soeur」ではなく、世俗信徒であった。つまり、士官シスターは外見からも、本物の修道女に見えただけでなく、入所者に対して敬神と信仰心の覚醒を促す、修道女の仕事もしていた。俗信徒でありながら、修道女らしい恰好をして、聖職者らしい仕事をしたことが、本当の聖職者には「領域侵犯」と映じたのかもしれない。ここに宗派間の対立も絡んで、両者の間に反目や軋轢が生まれる下地があった。

士官シスターは少数精鋭の実働部隊だったから好待遇だった。確かに俸給は高くはない。初任者で年六〇リール、堅信の秘蹟を受けたヴェテランでも一〇〇リールと低額だった。だが聖職者に準ずる食事メニューを摂り、何より居住条件が恵まれていた。床には絨毯が敷かれ、ベッド一式、テーブル、六脚の椅子、燭台とランタン、ストーヴ、文箱など家具の付いた個室が与えられ、独りでゆっくり寛げたのである。狭く不衛生な空間で、折り重なるように同衾している大部分の入所者とは、天と地ほどの違いだった。

さらに働けなくなった老後には、敷地内に設けられた「安息所 *reposant*」で余生を送ることも許されていた。そこで白いパン、たっぷりのワインなど特別メニューの食事を楽しむことができた。彼女らの多くが元は捨子や孤児で、サルペトリエール館で養育され、シスターとして生涯をサルペトリエール館に尽くしてきたことへの報酬

- (31) 一七六〇年時に二九名を数えたシスターのうち実に二二名(七二%)が、内部の「宝石」から選抜された者だった。他に没落貴族の娘、ブルジョワの娘、本物の修道女からの転進者がいた。年齢構成では、六〇歳以上が一二名、五〇歳代四名、四〇歳代一名、四〇歳以下は二名であり、概して年齢構成は高かった。[Degranges, 1954, p. 43] 士官シスターに登りつめるには、長期の勤務経験を要したことが窺える。

だったと云えるかもしれない。彼女らの多くは家族もなく、十分な金銭的な蓄えもなかったからである。

但し、ここで働いている間は、外部との接触は厳しく制限されていた。親族との面会は院長の特別許可を得て、個室でもできたが、外部の者とは面会所で三〇分以内と決められていたし、外出は月一回の買い物だけで、院長から外出許可を貰い、付き添いが付き、夕食までには絶対に戻らねばならなかった。外部との通信は、前記したように手紙はすべて院長の許に渡され、中身は読まれなかったが、通信相手はすべて把握され、記録された。^[Carrez, p. 67]

士官シスターを補佐するのが「下士官シスター *soeur sous-officière*」で、一七四一年には三四人を数えた。また、その配下の「監視役家政婦」は七二名いた。下士官シスターは、紐付きの帽子（ベギン会修道女らが着用した帽子 *beguin*）を被り、「監視役家政婦」は真っ白な帽子を被り、その助手は全身灰色の制服を着ていた。こうして外見からその地位と職掌が判るように工夫されていた。

サルペトリエール館には一七四一年に、一〇五五名の住み込みの職員スタッフが働いていた。士官シスターと下士官シスター以外の職員について、その業務などを要約的に紹介しよう。

(1) 七二名の監視役家政婦は、主に共同寝室で働く次の職員を監督した。

「善き貧民」の介護や洗濯・掃除を担う少女 二九〇人⁽³²⁾ 作業指導員 一五人、保健婦 七人

入所者や囚人が外出する際の付添人 八人、子どもの世話をする小母さん 二二人 など。

(2) 被服の製造・修繕に関わる職員

毛織物・ラシヤ織の製造 四五人

既製服の製造 四五名の女性と一〇名の徒弟、ボピン工 四〇人、衣服の修繕婦 三一人
上質下着の洗濯婦 三〇人、下洗いの洗濯婦 三九人

(3) 全般的な現業に従事する職員と労働者

門番・守衛 三八人、夜警 四六人、倉庫番 一三人、調理人 女性一五人、
教区での募金集め 一六人、庭師・庭園管理人 二〇人、
以下数名の現業労働者・・・香部屋・聖堂の番人、厩舎の馬丁や秣掛、石工などの監督、タバコ売り、馭者、
船の見張り番、薪など燃料倉庫の見張り番、鋸の縦引き大工、消防士、担架担ぎ人、穴掘り人、水運び人など。

右に記したように、入所者の介護に全体の三分の一のスタッフが関わっている。これと、次の衣服関係のスタッフと併せて、サルペトリエール館の低位職員の半分以上が、女性労働者だったと見られる。(3)の現業労働者は仕事の性質上、大部分が男性であろう。シスター同様、彼らの俸給はかなり少額だったが、住み込みでベッドと食事が保証されていることや、通年働けるという利点は、当時のフランス社会では得難いことだったかもしれない。その意味でも、オピタル・ジェネラルはパリの民衆に雇用機会を与えていたのである。

(32)

とくにセーヌ河で洗濯するときには、監視役家政婦が洗濯婦につき添い監視した。下着や石鹸、ソーダなどの盗みに目を光らせ、帰りに酒やタバコを持ち込まないかなど荷物検査をした。[Coutreau, p. 123]

管理体制が整っていたとはいえ、これ程の大所帯ではさまざまな「職権濫用 *les abus*」が横行するのは、避けられなかったようだ。シスターのなかには、自分にはたっぶりの食事を用意させ、そこから余分なものを転売するとか、入所者から一食分の食事を取り上げて他所に売ってしまう者がいた。下位職員の内には、ブランドーやタバコを持ち込んで入所者に売りつけているとか、雑役婦や部屋係が、部屋の掃除やベッド・メイキングをしてやるのだからと云って、一か月当り、六〜一〇ソルの小銭をせびっている、などの告発もあった。最も多い苦情は、部屋係などが入所者の食事をへずって、他所に売っているというものだった。[Caretz, p. 195 ; Tuley, p. 86] しかし、ハンセン病施設で横行したような、管理者が寄付金を横領・着服する事例はオピタル・ジェネラルでは、殆ど聞かれなかったのは、幸いなことだった。

6. 院長人事をめぐる抗争

オピタル・ジェネラルの創設目的は、貧民の「物的・世俗的 *temporel*」救済と、「精神的 *spirituel*」救済にあり、その任務を前者は俗信徒の理事たちとシスターらのスタッフが、後者は主に聖職者らが担うことになっていった。とはいえ、その役割分担は曖昧で、現実には数の上で優る俗信徒のシスターが、「精神的救済」の領域に踏み込んでいた。実はこれはオピタル・ジェネラルの創設に尽力したサン・サクルマン信心会の発想に基づいていた。創設時の総務会理事二六名の内、実に二一名がサン・サクルマン信心会のメンバーだったことは前述したが、彼らは、聖職者が主導するのではなく、俗信徒が主体の「共同体」を、そこに構築する意図だった。それが明らかに、ローマ・カトリック教会による「こころの支配」と国王による「身体性の支配」に対抗する性質を帯

びていた。

サン・サクルマン信心会のこうした野望に警戒の眼差しを向け、その組織の秘密性と鞏固なネットワークに危険を察知した者のなかに、ルーアンの大司教フランソワ・アルレがいた。かれは「疑わしく、恐るべき組織力」をもつこの信心会をマザランに告発したのである。これを受けたマザランはルイ一四世に諮り、信心会を「陰謀家集団」と断じ、一六六〇年にその解散を命じた。さらに、国王は一六七三年にオピタル・ジェネラルの最高幹部会に、先の告発をしたフランソワ・アルレー今やかかれはパリ大司教に転じていた¹を加えて、同様の動きを牽制したのである。

というのは、解散したサン・サクルマン信心会の空隙を埋めるかのように、今やジャンセニスムが高等法院やオピタル・ジェネラルに支持者を見出していたからである。ジャンセニスムというのは、ルーヴァンのカレッジの校長 C. O. ヤンセンが、聖アウグスティヌスの著作を深く研究して唱えた教義だった。かれは研究成果を『アウグスティヌス』としてまとめていた。著作はかれの没後二年後一六四〇年に刊行されたのだが、ヤンセンは、聖アウグスティヌスの恩寵論をもとに、人間の原罪と神の恩寵による予定的調和を説いていた。私は宗教学者ではないので教義の内容はコメントできないが、一般には極めて禁欲的な教義で、カルヴィニスムに近いと云われる⁽³³⁾。

この教義はフランスでは、ヤンセンの友人だったサン・シラン師や、アントワーヌ・アルノーなどの指導者に

(33) 教義の内容は次を参照されたい。「リヴィングストーン」, [ibid. p.]

より、法服貴族やブルジョワジーに支持基盤を広げていった。正統カトリックとジェズイットはこれに異端の臭いを嗅ぎつけ、激しく非難し排除にのりだした。早くも一六三八年にはシラン師がバステイユに幽閉され、一六五三年にはインノケンティウス一〇世が、ヤンセンの著書にある「五つの命題」を異端として糾弾した。

しかし、ジャンセニスムは一向に衰えるどころか、一六九三年にはP. ケネルが『道徳的考察』を発表し、聖書の徹底的な学びの価値を主張して信心を広めた。そこで正統カトリックは一七〇八年に教皇クレメンス一世が小勅書を、さらに一七一三年には大勅書『ウニゲニトウス』を發して、ケネルの主張を断罪し、ジャンセニスムを異端として弾劾した。にもかかわらず、ジャンセニスムは放逐されず、パリ高等法院やオピタル・ジェネラルの理事のなかに支持基盤を構築しただけでなく、庶民のなかにも浸透した。⁽³⁴⁾

聖職者たちが覚えていたシスターによる「権利の侵食」感と、ジャンセニスト的恩寵論を人所者に説教することへの敵意、この潜在的な不満と憎悪は、一七四六年にクリストフ・ド・ボーモンがパリ大司教に着任し、オピタル・ジェネラルの最高幹部メンバーに加わると一挙に火を噴いた。一七四九年五月に院長ジュリエ嬢が辞任に追い込まれ、彼女を慕うシスターら一五名も辞意を表明する事件が起きた。⁽³⁵⁾ この辞任劇は、ジュリエ嬢の後釜を狙うシスター・サン・ミシエルが、大司教の教唆煽動で動いたとも云われている。その大司教ボーモンは、国王からサルベトリエール館に「秩序」を取り戻すようにとの強い要請を受けていた。それは極論すれば、館内からジャンセニスト勢力を一掃することだった。⁽³⁶⁾

院長ジュリエの後任選びが一七四九年五月以降に始まった。その候補となるシスターは数人に昇ったが、最有力候補はシスター・サン・ミシエルであり、多くの理事も彼女を推薦した。彼女は本名をマルグリット・ジェル

ヴェー Marguerite Gervais といい、オテル・デュで四年間の修練の後、サルペトリエール館に入り、パンカトラン院長の許でいろんな部署を経験して、士官シスターに登りつめた苦勞人であった。とくに直近三年間の、懲治監で主任シスターとしての勤務が高く評価された。そこには前述の「瘰癧派のジャンセニスト」などが入れられていたが、この難しい部署の入所者を、叛乱を起さずに統治したので、理事たちの信頼を得たし、警察長官や高等法院検事らの覚えも好かつたのである。

また、彼女のサルペトリエール館への献身は、親から遺贈された四千リーヴルを、教会の内装費用のために理事會に寄付したことに窺える。彼女の俸給は年間二〇〇リーヴルでしかなかったのだから、それはまさに大英

(34) 懲治監のプリゾンに入れられた「瘰癧派」も、逝去したパリヌ助祭を敬うジャンセニストだった。俗信徒はラテン語で書かれた教皇勅書 *la Bulle* はもちろん読めないし理解できず、忌み嫌うものが大半だった、とも云われる。

[Desgranges, 1954, p. 53]

(35) 一七四九年のサルペトリエール館の院長人事をめぐる事件については、以下の文献を利用した。[Carrez, pp. 182-192] [Estienne, pp. 519-537] [Boucher, pp. 103-108] [Vessier, pp. 91-97] [Desgranges, 1954] だが、最も詳しいテグランジュの文献でも大司教邸と警視庁の火事による資料焼失などの理由で、肝心の部分は明らかにされていない。

(36) 正統カトリックの司祭や修道士は、ジャンセニストを「ムスリムよりも悪辣で、仔羊の皮をかぶった狼の如きものだ」とも評した。またジャンセニストが聖体拝領や、「ロザリオの祈り *recitation du chapelet*」(数珠を繰りながら唱えるロザリオの祈り)を無視したり、聖マリア信仰を否定することに憤りを覚えて、その復活を望んでいたという。

[Desgranges, 1954, p. 44, 140] [Estienne, p. 525]

断だった。加えて、理事会には、彼女が院長になれば、暫く途絶えた寄付も集まるだろう、という打算も働いていた。

問題は彼女が熱烈なジャンセニストだということだった。それは、彼女がこの二〇年間、復活祭の折に、聖体拝領、すなわちキリストの身体と血であるパンとワインの聖餐を回避していたことに象徴的に現れていた。聖体拝領はキリスト教徒の最低限の義務だと主張する正統カトリックやジェズイットは、彼女を激しく攻撃していた。

一七四九年七月一二日、大司教邸で総務会と最高幹部会の合同会議が開かれ、議長の大司教が次の如く口火を切った。「女性院長はこれまで、生え抜きのシスターからだけではなく、外部の者も登用されたことがある。今日、私は外部の女性、マダム・モワザンを院長候補に推薦する。彼女は優れた才能と篤い信仰心を持ち、貧しき者には溢れんばかりの慈悲心を示す反面、不服従の者には断行たる態度をとる、そういった女性である。」と述べた。多くの理事にとつてはまさしく寝耳に水の提案であったが、実はモワザンはそれより少し前、数珠を携えて幾人かの理事メンバーの家宅を訪問して、院長候補になることを打診していたという。[Desgranges, 1954, p.

1511

ジャンセニストの理事らはもちろんこれに異議を唱えた。サルベトリエール館の事情も知らず、シスターの経験もない女性に要職が務まる筈はない、長いシスター経験をもつシスター・サン・ミシエル嬢以外に選択肢はない、と主張した。そこで投票が行われたが、結果はシスター・サン・ミシエルを支持する者計一二名、モワザンを推す者一〇名だった。問題はその中味で、議長の大司教を含む、最高幹部全員がモワザンを支持したのであ

る。大司教は、多数決の結果にもかかわらず、最高幹部の意見の方が平理事よりも重いと主張して、院長にマダム・モワザンを登用すると決定したのである。

この時の最高幹部会のメンバーは、大司教の他、租税法院第一議長ラモワニオン・ブランメニル、会計法院第一議長ニコライ、警察長官ベリエ、バリ商人頭ド・ベルナジュ、そして高等法院第一議長モプー、同主席検事ジョリ・ド・フリユイリだった。ジャンセニストの牙城であるパリ高等法院の重鎮、モプーとジョリ・ド・フリユイリはかなり迷った挙句、他の最高幹部会のメンバーと足並みを揃えたという。ジャンセニストの恨みを買っても、大司教の提案に賛成したのは、それが国王の強い意向であることを感知していたからである。

他方、総務会理事らは、一票の重みに差異はない、多数決を尊重せよと迫ったが、無視された。そこでこの決定を覆すべく、理事職の辞任を表明する傍ら、サルペトリエール館のシスターらにストライキ蹴起を促したので、館は混乱に陥った。シスター・サン・ミシエルを推す者はもちろん、大方はよそ者の院長就任に難色を示した。だが、司祭などジャンセニストを快く思っていない者はこれを歓迎した。

大司教とそれを後援する国王側は、一切譲歩する姿勢を見せなかった。一七四九年九月には国務会議を開いて、マダム・モワザンの就任を認め、新理事三人を選任した。さらに一七五一年三月二四日には王宣を発して、オピタル・ジュネラルの全権を大司教に委任した。すなわち、「スベリチチュエルこのころの救済」と「グンボレル物的救済」、さらに理事の選任も大司教に委ねたのである。理事は従来の二二人が半分以下の二二人に減らされ、ジャンセニスト理事の一掃が図られたのである。辞任した理事らはいっそう態度を硬化させ、高等法院の介入を仰ぐことにした。高等法院は王令の登録権を保持しており、国王と対等に渡りあえる唯一の機関だったし、ジャンセニストの牙城だったか

らである。

高等法院は、一七五一年七月に全体会議を開催して、一二時間に亘る議論の末に、王宣を条件つきで登録することを決議した。すなわち、一七四九年七月一二日のマダム・モワザンの任命は無効とし、院長の人選は従来通りのやり方で、投票は多数決に依ること、を条件としたのである。これは明らかに右の國務会議と王宣を否定するものだったから、両者の対立は決定的になった。かくてサルベトリエール館の院長人事に発端した争いは、今や「国王对高等法院」という構図をとり第二幕に入った。この間の両者の細かな動きは本稿の趣旨から離れるので、以下要点のみを述べたい。

まず高等法院の第一議長と主席検事が国王の保養地を訪ねたが、冷たくあしらわれ、王宣を直ちに登録するよりに厳命された。次いで同年八月高等法院の評定官総勢三六名が国王に謁見し、代表してモプーが右の見解を述べたが、国王は、これは屁理屈だと一蹴し次の如く述べた。

「服従は我が臣民の第一の義務であり、我が高等法院はこの基本原則を率先垂範すべきだ。朕が高等法院に王令への諫言を許しているとしても、修正を口実にそれを無効にしたり、改竄する権限を与えてはいない。朕に寄せられた不同意の意見を聴くつもりはない。(中略) 先の三月二四日の王宣が、留保も条件もなしに登録されるよう望む。」と。[Desgranges, 1954, p. 332]

それでも高等法院はひるまず、八月二〇日に会議を開き、国王への「諫奏 remontrances」を作成し提出した。曰く、「高等法院はこれまで国王に忠誠と恭順を示してきた。真の忠誠と恭順は、公衆の秩序や王国の法律、道徳律、そして主権 *souveraineté* の諸権利に害を与えかねないものに、同意することではない」と述べ、先の決定を

下した大司教の違反行為を批判し、その撤回を国王に要望したのである。この中で注目すべきは《*souveraineté*》なる言葉である。それは「最高権力、主権」の意味だが、右の諫奏では「君主に存する」とは明言されておらず、寧ろ人民主権が示唆されているように思える。現代のカトリック系歴史学者ソヴィニーは、この高等法院と王権の角逐を「愚かしい対立」と切って捨てるが〔ソヴィニー、p. 30〕、思想的に見ると絶対君主の「主権」への異議申し立て、人民主権が示唆されているやに見える。

本題に戻ると、一七五二年に事態はいっそう悪化した。国王は先の教皇勅書『ウニゲニトウス』を批判する書物やパンフを禁書とし、市民がジャンセニスムを口にすることすら禁じた。かたや大司教は、終油の秘蹟を受け受けるには、「告解聴取済み証 *billet de confession*」が不可欠だと主張していた。現に、パリの教区司祭が教皇勅書を受け容れない者に、終油の秘蹟を拒否する事件がおきた。そしてこれがポーモン大司教の指示だと判明すると、高等法院は大司教と当の司祭を激しく非難し、輿論も強権的な王権とパリ大司教に、次第に批判的になっていった。また、全国一二の高等法院もパリ高等法院に同調する動きを示した。それでも国王の態度は変わらず、国務会議を開いて高等法院の裁決を破棄したので、翌一七五三年には高等法院は再び「大諫奏」を発して、国王の態度を批判した。すると国王は逆に高等法院をポイントワーズに追放してしまったのである。

その後数年間、事態は膠着状態に陥ったが、この間、二十分の一税をめぐるポーモン大司教は国王の不興を買ひ、コンフランに隠棲を命じられた。とはいえ、オピタル・ジェネラルの最高幹部職を辞めることはなかった。ところが事態を急変させる事件がおきた。

一七五七年一月、ロベール・F・ダミアンなる中年男が、ヴェルサイユ宮殿で馬車に乗ろうとするルイ一五世

をナイフで襲撃したのである。王の脇腹へのナイフの一撃は致命傷にはならなかったが、一六一〇年のアンリ四世の弑逆^{シイキヤク}事件以来の大事件に、世間は驚きその動機をいろいろと詮索した。捕捉された犯人は、最初は宮内裁判所で尋問されたが、高等法院は裁判管轄権を楯に、この男の裁判をそこから高等法院大審問部に移すことに成功した。ダミアンが何人かの高等法院評定官宅で召使など下働きをしており、その際、評定官らが国王や大司教を非難するのを耳にしていた、と予審で供述していたから、高等法院は、件の評定官の発言が犯行を唆した、と見られるのを恐れたのである。それだけでなく、大審問部のジャンセニスト検事らは、逆にジェズイットの犯行と思わせる言質を、かれから引き出そうと努めた。しかし、裁判でも犯行動機は明らかにならず、同年三月大審問部はダミアンに、「生きながら四つ裂きにする刑」という極刑判決をくだし、処刑したのである。高等法院は、この半ば狂信的な男を犠牲にして責任逃れを図ったと云われた。⁽²⁷⁾ [Desgranges, p. 401] [「宮宏之、1996, p. 268」]

この大事件は、国王と高等法院の不毛な対立に終止符を打たせる転機となった。翌一七五八年三月一五日の王令は、先の国務会議の裁決を廃止し、一七四九年以前の状態に復するとした。すなわち、司祭の任命・解任の権利を大司教から理事会へ戻し、辞任した理事にはその復帰を許したのである。但し、マダム・モワザンは引き続き院長の地位に留まることを認めるとした。これは「覆水盆に返らず」ということでもあるが、マダム・モワザンの院長職としての行政能力や人望を国王が高く評価していた証でもあった。

我が羊の群れに戻ろう。一七四九年の総務会と最高幹部会の合同会議で、院長に選任されたマダム・モワザンはどんな女性だったのか。彼女の名前を冠した作品の著者デグランジュですら、その経歴には不明な所が多すぎると云う。というのは、一八三〇年の大司教邸の火災と、一八七一年パリ・コンミュン時の放火で、警視庁と市

庁舎に保存されていた史料が焼失したからであり、また彼女自身も自伝や書物を執筆刊行しなかったからである。

そういった訳で、彼女の生年月日ですら正確に特定できないが、恐らく一八世紀初めに、パリのワイン商人の娘として生まれた。若くして才色兼備だったせいも、二十歳前に最初の結婚をしたが、夫が早世したらしい。ついでパリのブルジョワ、モワザン氏と二度目の結婚、ところが、オーヴェルニュに所有する炭鉱に出かけた折、夫は馬車が転覆して事故死、かくて若くして寡婦となった。マダム・モワザンは美貌と才能に恵まれたうえに、性格も好かったから、好意を寄せる紳士が数多いという。だが大病を患ったこともあり、過去の生活との訣別を決意し、サン・フランソワ第三会（修道会の指導下にある世俗の信徒団体）に入会し、キリスト教の信仰に専心する。とはいえ、彼女はサルペトリエール館のジャンセニスト・士官シスターのように、鉄の如く強靱で厳格な信心家ではなかった。人当たりが好く、「宗教上の罪人 *peccatrice* に対しても慈悲心をもって接した」という。

[Desgranges, p. 180]

肝腎の大司教ポーモンとの接点は不明で、どういった経緯で院長候補となったのかも分からないが、一七四〇年代には、篤い信仰心と品位の良さ、加えてみ眼麗しい容貌によって、彼女は上流階級には夙に知られた存在だったし、ことに王妃レクザンスカの知己を得て王族とも親交を結んだという。

(37) 一七五七年五月に公表された裁判報告書は、犯行には高等法院にモラル上の責任がある、と述べたという。

[Desgranges, p. 401]

一七四九年にサルペトリエール館院長に就任して暫くは、ジャンセニストの集中砲火を浴びた。そのパンフや新聞雑誌類は、彼女の経歴を調べ、館内での言動を取り上げ、「自由奔放な生活」^{スキャンダラス}をしていると大仰に論難した。だがそうした誹謗中傷はほとんどの外的外れだったようだし、彼女と直に接した高位高官らは、彼女の魅力の虜となったという。ここに面白いエピソードがあるので紹介しよう。

一七五一年五月の王令発布の後、高等法院の評定官二名トメとモンترونが、二度に渡りサルペトリエール館の査察に入った。二人は院長室に招じ入れられ、財政事情の説明を聴き、その後館内の幾つかの部署を回って、入所者の様子を直に見た。後日同じ評定官が二度目の視察を行い、今度は司祭やシスターから事情を聴取した。司祭たちが職務に忠実ではなく、その言動に慎みを欠く、叛乱を起こすような要素がある、との印象をうけた。またシスターの中には、貧民に慈悲心を十分に示さず、逆に彼らに尊敬と従順を強要する、服装も乱れている、外部の客人を頻繁に迎え入れている、頻繁に外出する者がいる、等の声を聴取した。

肝腎の院長について、二人は、その物腰の柔らかさと心遣い、理路整然とした物言い、人柄の良さにすっかり魅了されて、噂に聞いていた人物像とまるつきり違うことに驚いた⁽³⁸⁾。そしてこれを報告書にまとめ会議で報告した。その内容は、司祭やシスターの様子は右に記した通りであり、財政事情については、確かに寄付金額は減っているが、それは必ずしも新執行部の責任ではないとし、マダム・モワザンの仕事ぶりは素晴らしいと絶賛した。議長や多くの評定官らは我が耳を疑い、議長はこの件は表沙汰にしないようにと釘を刺す程だった。

[Desjardins, p. 289] これ以降、ジャンセニストは、マダム・モワザンへの個人攻撃を止めて、攻撃の矛先を大司教ポーモンに移していった。

マダム・モワザンは、高等法院と国王との対立には関与せず、「火中の栗を拾う」愚は避けつつ、サルベトリエール館の運営に専念した。敵対する聖職者やシスターも排除することを控え、和解を心掛けた。彼女の庇護者である大司教とも一定の距離を保ち、中立的で公正な運営を心掛けた。つまり、ジャンセニストにも、正統カトリック派にも与せず、また両者の衝突を巧みに回避しようと図った。懸案の「病者への塗油」や終油の秘蹟はきちんと実施させた。このような彼女の融和策は次第に実を結び、支持者の輪は広がり、サルベトリエール館に平和が戻った。

彼女はサルベトリエール館の修道院的で陰鬱な雰囲気を壊し、リベラルなオピタルを造ろうとした。シスターは、付き添いなしで自由な外出を楽しめるようになり、決められた食卓での集団的食事からも解放された。彼女は、「善き貧民」には気取らずに、驕らずに、謙虚に接したので、敬愛されるようになった。なかでも、懲治監に入れられた不幸な女性たちの処遇改善に努めたことは知られている。ラ・フォルスの女囚たちは、少しでも反抗的な態度をとれば、常習的に笞で叩かれる等の体罰を受けたが、彼女はこの悪習を廃止し、その代わりに黄色の「コルネット（修道女の被る角頭巾）」を被せて、皆の前に跪く罰に変えたという。さらに、プリゾンにぶち込まれ鉄鎖で繋がれた女囚から、その鉄鎖を取り外した。[Caretz, p. 62] そして、最も重い刑罰と畏怖された「暗闇の罰室 malaises, cachots」も廃止した。またラ・フォルスに入っている妊婦は、これまではオテル・デュに

(38) デグランジュは面白い表現をしている。《Prendre des vessies pour des lanternes》(豚肉屋が看板に掲げる) 豚の膀胱を軒灯に間違える、「つまり「ひどい勘違いをする」」。

送致され、そこで出産する建前だったが、彼女は館内に分娩室を設け、静かな環境で出産させた。

マダム・モワザン自身も音楽を楽しみ、トランプ遊び、ダンスに興じ、しばしば外部の友人や高位高官を招いて夕食を共にした。またオペラや観劇を好み、幌付きの馬車で従僕や小間使いなどを従えて外出した。こうしたリベラルな改革と彼女の自由な生活は、昔ながらの禁欲的で、厳格な修道院的生活を良しとするジャンセンストには腹立たしかったので、悪意のあるゴシップが流された。³⁹

このリベラル路線を踏襲させるべく、彼女はかの「宝石」と呼ばれる少女たちの教育にも力を注いだ。ことに彼女の姪、本名マリ・エリザベト・ロバン（館内ではシスター・ヴィクトワール）を、若くして最も難しい部署の懲治監主任シスターに抜擢して鍛えた。

ところがマダム・モワザンの治世に突然幕が下りた。一七七六年九月彼女は卒中で斃れ、手当ての甲斐もなく亡くなった。すべての理事と最高幹部会のメンバー、高位高官らに混じって、シスターに引率された「善き貧民」らも参列して、サルベトリエール館で盛大な葬儀が執り行われた。サン・ジョゼフ区画の少年聖歌隊と、サント・クレール区画の少女聖歌隊が讚美歌を歌ってマダム・モワザンの死を悼んだ。彼女の後任院長には、大した異論もなくシスター・ヴィクトワールが選ばれた。懲治監の主任シスターを一四年間務めた実績と、マダム・モワザンの姪である事実も考慮されたのである。かくしてマダム・モワザンのリベラルな路線は革命とオペタル・ジェネラルの廃止まで続くのである。

結びにかえて

院長人事をめぐるこの事件をどう考えたらよいのだろうか。事件の本質は宗教対立だろうか、それとも王権と高等法院の政治的対立だろうか。しかし、両者は複雑に絡まっており、一刀両断に断ずることはできない。

絶対王政の確立を目指すルイ一四世は、臣民の聖なる世界と世俗的世界の二つを支配しようと図った。その目論見は、オピタル・ジエネラルでは、「スベリチュエールこのころの救済」と「タンボレル物的救済」として具現化され、その任務を、前者は聖職者に、後者はブルジョワに委ねようとした。ところがパリのオピタル・ジエネラル創設に尽力したサン・サクルマン信心会の俗信徒たちは、聖職者の領分にも侵食せんとした。これを察知したルイ十四世は直ちに同信心会に解散を命じたのである。同じ伝で、ジャンセニストの影響力が、高等法院評定官やオピタル・ジエネラルの俗信徒理事に広く及ぶと、ルイ十五世は、その影響力伸長を恐れてその抑制にのりだすのである。十八世紀半ばには、パリ大司教にポーモンを起用し、オピタル・ジエネラル最高幹部会の指揮をとらせ、サルペトリエール館の新院長にマダム・モワザンを選任させて、ジャンセニスム排除を策したのである。すなわち、王権はたとい同

(39) 『聖職者新聞 *Nonvelles Ecclesiastiques*』は、マダム・モワザンは贅沢な暮らしをしている、規則では早朝四時ないし五時起床なのに、八時に起床している、シスターも好き放題にしている、院内規則が守られず、崩壊状態になってる、などと報じた。[Desgranges, p. 415]

じカトリック宗派であれ、王権にとって危険で対抗的な力を具えたと判断すれば、これを容赦なく排除したのである。⁽⁴⁰⁾

さて、マダム・モワザンの起用は、まさしく「瓢箪から駒」の如き結果をもたらし、我々に貧民の処遇、とりわけ「スピリチュエルこのころの救済」について、根源的な問いかけを発しているように思える。彼女は、右に記したように、「善き貧民」に上から目線ではなく、謙虚に、親しく接したし、何よりも懲治監人所者への体罰や拷問を廃止し、鉄鎖を外させた。つまり、社会的弱者や社会から排除されてきた人々にも、人間的に処遇しようとした。それまでの、修道院的で暗く陰鬱で、禁欲的なオピタル・ジェネラルを、より人間的な空間に変えようとした。それゆえ、ジャンセニストからの批判は止むことはなかったが、入所者からは感謝され人望を集めた。このことは、半ば強制的な信仰と労働や身体への懲罰刑では、人を変えることは難しいことを、我々に想い至らせる。そうではなく、ここからの愛情、人間的な優しさが、社会の底辺で傷めつけられた人々を変える力になることを想い至らせる。

さらに問題を敷衍すれば、オピタル・ジェネラルなど社会施設や社会事業の「非宗教性 ライシテlaïcité」に至る。貧民と病者の救済に限ってライシテの歴史をみれば、近世においては都市ブルジョワジーが、キリスト教教会の手からその運営を譲り受けた。第一章で述べた、リヨンの総施し会やパリの大貧民局がその好例であるが、一六世紀初めにルイー一二世がパリのオテル・デュを統轄する例もここに入れてよいだろう。それは、世俗団体による貧民や病者の救済であり、世俗化の嚆矢と云ってもよいだろうが、運営のエトスはキリスト教であって、真の意味でのライシテではない。

本稿のテーマたるオピタル・ジェネラルは、ライシテの第二段階と考えられるが、基本構造は前者と変わらない。運営の主体は俗信徒のブルジョワジーだが、基本理念はキリスト教（カトリック）だからである。だが、マダム・モワザンの登場により、この基調に変化の兆しを感知できる。彼女のリベラリズムは、ライシテの重要性を示唆しているように思える。極論すれば、貧民や病者の介護、犯罪者の更生に宗教は必須かどうか、という問題である。「宗教の自由」がないときに、半ば強制的に信仰を押し付けることに、意味があるのだろうか、救済になるのか、寧ろ逆効果ではないかという疑念である。

この課題は、革命における宗教の自由の確立を経て、フランス第三共和政になって、政教分離、公教育における非宗教性の確立として実現するのだが、マダム・モワザンのリベラリズムにその兆しを見出せるように思う。

(40) 一七六四年にルイ一五世は、フランス全土におけるジェズイット（イエズス会徒）の活動を禁止する王令を出すのだが、これも同じ文脈で捉えることができる。

(41) フランスにおけるライシテ確立の長い苦闘の歴史は差し当たり、次の文献を参照せよ。「ボベロ、2009」ライシテの重要性は、近年の日本における旧統一教会と保守政治との癒着や、イランにおけるヘジヤブ着用に発端する民衆の抵抗、つまり政治と宗教の一体化などへの抵抗に明らかである。

※本稿執筆に利用した文献

I 概説史・社会保障の通史

- Jules Siegfried, *Quelques mots sur la misère, son histoire, ses causes et ses remèdes*, Le Havre, 1877
- Emile Chevalier, *De l'Assistance dans les campagnes: indigence, prévoyance, assistance*, Paris, 1889
- Paul Straus, *Assistance sociale: Pauvres et Mendians*, Paris, 1901
- Michel Guillaume (ed), *La sécurité sociale: son histoire à travers les textes*, 3 vols, Paris, 1994
- Marcel Lecoq, *L'Assistance par le travail et les jardins ouvriers*, Paris, 1906
- Robin Briggs, *Early Modern France 1560-1715*, Oxford University Press, 1977
- P. J. Coveney, *France in crisis 1620-1675*, London, 1977
- F. Braudel & E. Labrousse (dir.) *Histoire économique et sociale de la France, tome II, Des derniers temps de l'âge seigneurial aux prééudes de l'âge industriel (1660-1789)*, P.U.F. 1970
- George Lefebvre, *La Grande Peur de 1789*, Paris, 1932
- Arthur-Auguste Mallebay du Cluseau d'Eclézac, *L'Assistance publique: ce qu'elle fut, ce qu'elle est*, Paris, 1909
- ギヨーム・ド・ベルティエ・ソヴィニー著／鹿島茂監訳『フランス史』講談社 二〇一九
- ヴォルテール著／丸山熊雄訳『ルイ十四世の世紀』全四冊 岩波文庫 二〇〇一
- ユベール・メチヴィエ著／前川貞次郎訳『ルイ十四世』白水社 一九九五
- 二宮宏之『フランス・アンシアン・レジーム論』岩波書店 二〇〇七
- 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六
- 二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レジームの国家と社会』山川出版社 二〇〇三

- 林信明『フランス社会事業史研究』 ミネルヴァ書房 一九九九
- ロベール・カステル著／前川真行訳『社会問題の変容』 ナカニシヤ出版 二〇二二
- 柴田三千雄ほか編『世界歴史大系 フランス史 2』所収の第一章(服部春彦)、第四章(阿河雄二郎)、第五章(林田伸一)、第六章(二宮宏之・柴田三千雄)、第七章(長谷川輝夫) 論文 山川出版社 一九九六
- 林田伸一『ルイ一四世トリシュリユー』 山川出版社 二〇一六
- イヴ・マリー・ベルセ著／阿河雄二郎ほか訳『真実のルイ一四世』 昭和堂 二〇〇八
- ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『狂気の歴史―古典主義時代における―』 新潮社 一九七五
- ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『監獄の誕生―監視と処罰―』 新潮社 一九七七
- J・L・フランドラン著／森田伸子ほか訳『フランスの家族―アンシアン・レژیーム下の親族・家・性―』 勁草書房 一九九三
- 西迫大祐『感染症と法の社会史』 新曜社 二〇一八
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流』 東京大学出版会 二〇一四
- 吉尾清『社会保障の原点を求めて―イギリス救貧法・貧民問題の研究』 関西学院大学出版会 二〇〇八
- 長谷川まゆ帆「女・男・子どもとの関係史」 谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史』 ミネルヴァ書房 二〇〇六
- 喜安朗『パリ―都市統治の近代』 岩波書店 二〇〇九
- ジャン・ピエール・ルゲ著／井上泰男訳『中世の道』 白水社 一九九一
- 大森弘喜「一九世紀末農業恐慌とフランス農業の構造変化」 横浜国大『エコノミア』第五五号 五七―一二頁 一九七五
- メルシエ著／原宏編訳『一八世紀パリ生活誌』上下 岩波文庫 一九八九

福井憲彦『物語 パリの歴史』 中公新書 二〇二二

ジャン・ボペロ著／三浦信孝・伊達聖伸訳『フランスにおける脱宗^ラ教^イ性の歴史』 「文庫クセジュ」 白水社 二〇〇九

II 疫病・貧窮史

Robert Vial, *Histoire des hôpitaux de Paris en quatre cents dates. Les blouses blanches de Charlemagne à Jacques Chirac*, Paris, 1999

Françoise Salauan Ramahlo, L'Assistance et le soin, *Un musée hospitalier à Paris*, Le Musée de l'AP-HP, Paris, 2008

Henri Sauval, *Histoire et recherche des antiquités de la Ville de Paris*, Paris, 1724

Pierre Valley-Radot, *Deux siècles d'histoire hospitalière de Henri IV à Louis-Philippe. (1602-1836)*, Paris, 1947

Jean Imbert, *Histoire des Hôpitaux en France*, Paris, 1982

Jean Imbert, *Le droit hospitalier de l'Ancien Régime*, PUF, 1993

André Pecker (ed), *La Médecine à Paris du XVIIIe au XXe siècle*, Paris, 1990

Marie-Claude Dinet-Le Comte & Pascal Montaubin, *Les Hôpitaux de Picardie du Moyen Âge à la Révolution*, Amiens, 2014

Jean-Ch. Sourmia et François Vial, Histoire des grands hôpitaux parisiens, André Pecker (ed), *La médecine à Paris du XIIIe au XXe siècle*, p. 117-130, Paris, 1984

Sophie Riche & Sylvain Riquier, *Des hôpitaux à Paris, Etat des fonds des Archives de l'AP-HP, XVe-XXe siècles*, Paris, 2000

John Howard, *Etat des prisons, des hôpitaux et des maisons de force*, traduit de l'anglais, Paris, 1788

Musée de l'Assistance Publique, *Hôpitaux de Paris depuis 100 ans. La société, l'hôpital et les pauvres*, Paris, 1996

Françoise Bériac, *Histoire des lépreux au Moyen Âge. Une société des exclus*, Paris, 1988

Le Musée de l'AP-HP, *Un musée hospitalier à Paris*, Paris, 2008

- J. P. Martineaud, *Les ordres religieux dans les hôpitaux de Paris*, 2002
- 高井里恵子「一六世紀前半におけるパリのオテル・デュ・改革」東京女子大『史論』五六 九五―一三頁
- W・H・マクニール著／佐々木昭夫訳『疾病と世界史』上下 中公文庫 二〇〇七
- 川喜田愛郎『近代医学の史的基盤』上下 岩波書店 一九七七
- ステイブ・パーカー著／千葉喜久枝訳『医療の歴史―穿孔開頭術から幹細胞治療までの一万二千年史』創元社 二〇一六
- アルフレッド・フラン克蘭著／高橋清徳訳『排出する都市パリ』〔二八九〇〕悠書館 二〇〇七
- 岡田晴恵『感染症は世界史をうごかす』筑摩書房 二〇〇六
- 蔵持不三也『ベストの文化誌―ヨーロッパの民衆文化と疫病』朝日新聞社 一九九五
- モニク・リュスネ著／宮崎揚弘・工藤則光訳『ベストのフランス史』同文館 一九九八
- ケテル著／寺田光徳訳『梅毒の歴史』藤原書店 一九九六
- Ⅲ オピタル・ジエネラル
- Comte de Mirabeau, *Observations d'un voyageur anglais, sur la Maison de Force appelée Bicêtre*, Paris, 1788
- Henry Léger-Desgranges, *Hospitaliers d'autrefois, Hôpital Général de Paris 1656-1790*, Paris 1952
- , *Madame de Moysan et l'extravagante affaire de l'Hôpital Général (1749-1758)*, Paris, 1954
- Nicolas Sainte Fare Garnot, *L'Hôpital Général de Paris, Institution d'assistance, de police, ou de soins ? Histoire, Economie et Société*, 1984 3^e année, no. 4, pp. 535-542
- Bourneville, *Histoire de Bicêtre: histoire, organisation, budget, statistique*, Paris, 1893

- Richard F. Elmore, *The origins of the Hospital General of Paris*, 1975
- Louis Boucher, *La Salpêtrière, son histoire de 1656 à 1790*, Paris, 1883
- Jean-Pierre Carrez, *Femmes opprimées à la Salpêtrière de Paris, (1656-1791)*, Paris, 2005
- Joseph Estienne, L'Hôpital Général des Pauvres de Paris aux XVIIe et XVIIIe siècles, *Revue de l'Assistance publique à Paris*, 1953, no. 22, p. 255-287; no. 23, p. 383-396; no. 24, p. 519-540; no. 25, p. 737-754
- Renée Duval, Une Institution royale: *L'Hôpital Général de Paris, son organisation et son rôle social*, mémoire de la maîtrise, Paris, 1956
- Jean Couteaux, Histoire de la Salpêtrière, *La Revue hospitalière de France*, mai-juin, 1944, pp. 106-127, 216-242
- Alexandre Tutey, *L'Assistance publique à Paris pendant la Révolution*, I. *Les Hôpitaux et Hospices 1789-1791*, Paris, 1895
- Maximilien Vessier, *La Pitié-Salpêtrière: Quatre siècles d'histoire et d'histoires*, Paris, 1999
- Raoul Allier, *La « Cabale des Dévois » 1627-1666*, Paris, 1902
- P. Bru, *Histoire de Bicêtre (hospice, prison, asile)*, Paris, 1890
- Jean Delanare & Thérèse Delanare-Riche, *Le Grand Renfermement: Histoire de l'hospice de Bicêtre 1657-1974*, Paris, 1990
- Emile Richard, *Histoire de l'Hôpital de Bicêtre (1250-1791): Une des maisons de l'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1889
- Maurice Capul, *Infirmité et Hérésie-Les enfants placés sous l'Ancien Régime*, Paris, 1990
- Bernard Bellande, *L'Ancien Hôpital Général d'Issore: Histoire institutionnelle et sociale de 1674 à la Révolution*, Montpellier, 1961
- B. Bolotte, *Les Hôpitaux et l'assistance dans la province de Bourgogne au dernier siècle de l'Ancien Régime*, Dijon, 1968
- Alphonse Martin, *Histoire de L'Hôpital Général du Havre et de Pré-de-Saint de Saint Roch*, Frécamp, 1879
- François Hûe, *Histoire de l'Hospice-général de Rouen, 1602-1840*, Rouen, 1903

- Michel Vovelle, *Le Grand Renfermement en Provence, Provence historique*, t. 32, pp. 261-282, 1982
- François -Paul Blanc, *La Répression de la mendicité et l'Hôpital Général de la Charité de Marseille au XVIIe et XVIIIe siècles, Arts et Livres de Provence*, no. 75, pp. 95-136, 1970
- Pierre Valley-Rador, *L'Hôpital de Bicêtre, La Presse Médicale*, no. 38, «chroniques», pp. 557-558, 1945
- Jean Dormont, Bicêtre, *Bulletin, Société française d'histoire des hôpitaux* (special collection) vol. 55 pp. 23-27, 1987
- Briette de Boimont, *Mémoire pour l'Établissement d'un hospice d'aliénés*, Paris, 1836
- Philippe Auzépy-Elie Majdalani, *La vie quotidienne à l'Hôpital de Bicêtre au XIXe siècle*, Paris, 1999
- Jacqueline Gateaux-Mennecier, *Bourneville et l'enfance aliéné*, Paris, 1989
- Nadine Simon, *La Pitié-Salpêtrière, St-Benoît-la-Forêt*, 1986
- Jacque Postel, *Genèse de la Psychiatrie, les premiers écrits psychiatriques de Pinel, Le Sycamore*, pp. 35-71, 215-254, Paris, 1981
- 田村初穂「パリ総救貧院に関する一考察」早稲田大学大学院文学研究科修士論文 二〇一三
- 府中望「一七世紀末フランスの総合救貧院制度—マルセイユの愛徳総合救貧院の事例を通して—」『西洋史研究』二〇〇六
- 室由佳子「旧体制下フランスの地方統治における権力と慈善—ポルドー地方エリートの救貧への関り」『史学雑誌』一一五一一—二〇一六
- IV 乞食・流民・捨子などの処遇 マレシヨセ
- Paul-M. Boudois, *La disette de 1662, Revue d'histoire économique et sociale*, Vol. 12-1, 1913, pp. 53-118
- Jean-Pierre Gutton, *La société et les pauvres, l'exemple de la Généralité de Lyon*, Paris, 1971

- , *L'Etat et la mendicité dans la première moitié du XVIII^e siècle*, Auvergne, Beaujolais, Forez, Lyonnais, Lyon, 1973
- , L'enfermement à l'âge classique, Jean Imbert (ed.), *Histoire des hôpitaux en France*, Paris, 1982
- Léon Cahen, *Le Grand Bureau des Pauvres de Paris au milieu du XVIII^e siècle*, Paris, 1904
- Camille Bloch, *L'Assistance et l'Etat en France à la veille de la Révolution*, *Généralités de Paris, Rouen, Alençon, Orléans, Soissons, Amiens, Paris*, Paris, 1908
- Abbé Orcini, *Histoire de Saint Vincent de Paul*, Paris, 1852
- L.-M. Moreau-Christophe, *Du problème de la Misère*, Paris, 1851
- Léon Lallemand, *Histoire de la Charité*, tome 4; *Les temps modernes, 16^e-19^e siècle*, Paris, 1910
- , *Histoire des Enfants abandonnés et délaissés*, Paris, 1885
- Louis Rivière, *Mendiants et Vagabonds*, Paris, 1902
- Christian Paultre, *De la répression de la mendicité et du vagabondage en France sous l'Ancien Régime*, Paris, 1906
- Paul Cottin, *Rapports inédits du Lieutenant de Police, René d'Argenson*, Paris, 1841
- Louis Parturier, *L'Assistance à Paris sous l'Ancien Régime et pendant la Révolution*, Paris, 1897
- Christine Chapalain-Nougaret, *Misère et Assistance dans le pays de Remes au XVIII^e siècle*, Nantes, 1989
- Guy Thuillier, *Aux origines de l'administration sociale: Le Rapport sur la mendicité de Loménie de Brienne en 1775*, Paris, 2003
- , Un observateur des misères sociales: Leclerc de Montlinot, *Bulletin d'Histoire de la Sécurité sociale*, no.19, pp. 7-55
- Leclerc de Montlinot, *Essai sur la Mendicité*, Paris, 1786
- , *Etat actuel de la Maison de Travail de la Généralité de Soissons*, 1781
- G. F. Le Trosne, *Mémoire sur les vagabonds et sur les mendiants*, Paris, 1764

- C. Roman, Le monde des pauvres à Paris au 18^e siècle, *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, 1982, 104, pp. 729-763
- , Mendians et policiers à Paris au 18^e siècle, *Histoire étonnante et Société*, 1982, pp. 259-295
- Arlette Farge, Le mendiant, un marginal ?- Les résistances aux archers de l'Hôpital dans Paris du XVIII^e siècle, Farge (ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 312-328
- Marie Vincent-Cassy, Prison et châtiments à la fin du Moyen Âge, Farge(ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 262-274
- Micheline Baulant, Groupes mobiles dans une société sédentaire; la société rurale autour de Meaux au XVII^e et XVIII^e siècles, Farge (ed.), *Marginaux et excusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no.5, Paris, UGE 1979, pp. 78-120
- Alan Forrest, *French Revolution & the Poor*, Oxford, 1981
- Thomas Mestay Adams, *Bureaucrats and Beggars: French social policy in the Age of Enlightenment*, Oxford, 1990
- Olwen Hufton, *The poor of the Eighteenth-century France*, 1750-1789, Oxford, 1974
- , Begging, Vagrancy, Vagabondage and the Law, An aspect of the problem of poverty in Eighteenth-century France, *European Studies Review*, 1972, pp. 97-123
- G. Valhan, *Misère et charité en Provence au XVIII^e siècle*, Paris, 1899
- G. Sannois de Chevert, *L'Indigence et l'Assistance dans les campagnes*, Paris, 1889
- Jean Sandrin, *Enfants trouvés, enfants ouvriers 17^e-19^e siècle*, Paris, 1982
- Antoinette Chammoux, Enfants illégitimes et enfants trouvés, *Annales de Démographie historique*, 1973, pp. 422-429
- Jean-Pierre Bardet, Enfants abandonnés et enfants assistés à Rouen dans la seconde moitié du XVIII^e siècle, *Annales de Démographie historique*, 1973, Hommage à Marcel Reinhard, pp. 19-47

- Jean-Claude Peyronnet, Les enfants abandonnés et leurs nourrices à Limoges au XVIII^e siècle, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome 23, no.3 1976, pp. 418-441
- Claude Delassel, Les enfants abandonnés à Paris au XVIII^e siècle, *Annales. Economies, Sociétés, Civilisations*, no. 1, 1975, pp. 187-218
- Dr. Dunesnil, L'industrie des nourrices et la mortalité des nourrissons, *Annales d'Hygiène Publique et Médecine Légale*, 1867, II, pp. 5-87
- Fanny Fäy-Sallois, *Les nourrices à Paris au XIX^e siècle*, Paris, 1997
- Jean-Noël Luc & Frédéric Médard (dir.) *Histoire et Dictionnaire de la Gendarmerie de la Maréchaussée à nos jours*, Paris, 2013
- Pascal Brouillet, La maréchaussée et la gendarmerie à l'épreuve des siècles, J. Noël & Frédéric Médard (dir.) *Histoire et Dictionnaire de la Gendarmerie de la Maréchaussée à nos jours*, Paris, 2013
- Iain A. Cameron, *Crime and Repression in the Auvergne and the Guyenne, 1720-1790*, Cambridge Univ. Press, 1981
- Martin Daniel, La maréchaussée au XVIII^e siècle, les Hommes et l'institution en Auvergne, *Annales historiques de la Révolution Française*, no.239, 1980, pp. 91-117
- Jacques Largnier & Renée Martineau, L'activité judiciaire de la Maréchaussée de Flandre (1679-1790), *Revue du Nord*, tome 61, no. 242, 1979 pp. 593-608
- P. Crépillon, Un « Gibier des Prévôts »: mendiants et vagabonds au XVIII^e siècle entre la Vire et la Dives, 1720-1789, *Annales de Normandie*, no.17, 1967, pp. 233-252
- André Garnier, Histoire de la Maréchaussée de Langres de 1720 à 1789, *Mémoires de la Société pour l'histoire de droit et des institutions des anciens pays bourguignons, comtois et romands*, 1950-1951, t. 13, pp. 211-275, t. 14, pp. 35-129

Joseph Plique, *Histoire de la Marechaussée de Gévaudan*, Mende, 1912

Julian Gomez Pardo, *La Marechaussée et le crime en Ile-de-France sous Louis XIV et Louis XV*, Paris, 2012

正本忍『フランス絶対王政の統治構造再考・マレシヨールに見る治安・裁判・官僚制』刀水書房 二〇一九

二宮宏之「七千人の捨児——一八世紀パリ考現学——」『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六

中田元子『乳母の文化史——九世紀イギリス社会に関する一考察』人文書院 二〇一九

ジャン・ジャック・ルソー著／桑原武夫訳『告白』上中下 岩波文庫 一九八七

田中拓道「ヨーロッパ貧困史・福祉史研究の方法と課題」『歴史学研究』八八七号 一二九頁 二〇二一

河原温「中近世ヨーロッパにおける都市の慈善と救貧」『史学』第八七卷第三号 二二一—二四〇頁

N・Z・デーヴィス著／成瀬駒男ほか訳『愚者の王国・異端の都市』平凡社 一九八七

千葉治男「フランス近世都市と貧民」吉岡昭彦編著『政治権力の史的分析』御茶の水書房 一九七五

千葉治男「ヨーロッパ近世の貧民」木村尚三郎・佐々木潤之介ほか編著『中世史講座』第七卷 学生社 一九八五

千葉治男『義賊マンドラン——伝説と近世フランス社会——』平凡社 一九八七

蔵持不三也『英雄の表徴——大盗賊カルトゥーシユと民衆文化——』新評論 二〇二一

高澤紀恵「近隣関係・都市・王権——一六—一八世紀パリ」岩波講座『世界歴史』16 『主権国家と啓蒙』岩波書店 一

九九九

高澤紀恵『近世パリに生きる——ソシアビリティと秩序』岩波書店 二〇〇八

ブロニスワフ・ゲレメク著／早坂真理訳『憐れみか縛り首か』平凡社 一九九三

ピエール・デイヨン著／福井憲彦訳『監獄の時代——近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論

——』新評論、一九八二

大森弘喜「一九世紀初頭パリの救貧行政」 関東学院大学『経済系』二三八集 一六一―一九頁 二〇〇九

V 資料・事典類

Déclaration du roi, pour l'établissement d'un Hôpital général en toutes les villes et gros bourgs du royaume, suivant les ordonnances des rois Charles IX et Henri III, A. Fantanon (ed), *Code du L'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1786

Mauger, *Simple notes sur l'Organisations des secours publics à Paris*, Paris, 1905

Alfred Fierro, *Histoire et Dictionnaire de Paris*, Paris, 1996 鹿島茂監訳『パリ 歴史事典』白水社、二〇一一年（これはフランス語版の後半にある事典を翻訳したものである。）

Alain Decaux & André Castelot, *Dictionnaire d'Histoire de France*, Perrin, Paris, 1981

J. L. Pinol (ed), *Atlas historique des villes de France*, Paris, 1996

Nomenclature des Communes et Principaux lieux-dits de France, Rennes, 1974

浜林正夫ほか編訳『原典イギリス経済史』 御茶ノ水書房 一九七二

『資料』高橋清徳訳『パリの一般警察および諸職に関する国王ジャン二世の勅令』（1351.1.30）千葉大学『法学論集』

一―二二 一九八七 六一―二二七頁

E・A・リヴィングストン編／木寺廉太訳『オックスフォード キリスト教辞典』 教文館 二〇一七

ジャン＝ロベール・ピット編／木村尚三郎監訳『パリ 歴史地図』 東京書籍 二〇〇〇

『ラールス医学大辞典』 朝倉書房 一九八五

（二〇一三年七月一四日 脱稿）